

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求事件  
国側当事者・国(市川税務署長)  
平成21年7月31日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	升永 英俊
同	柳沢 知樹
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	市川税務署長 和田 義昭
被告指定代理人	荒井 秀太郎
同	板橋 智
同	高野浦 信昭
同	塩屋 ひと美
同	雨宮 恒夫
同	高牀 美晴

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 市川税務署長が原告に対し平成18年3月28日付けでした原告の平成10年4月1日から平成11年3月31日までの事業年度(以下「平成11年3月期」という。)の法人税の更正処分のうち所得金額273億5825万2187円、納付すべき税額91億2222万3900円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 2 市川税務署長が原告に対し平成18年3月28日付けでした原告の平成11年4月1日から平成12年3月31日までの事業年度(以下「平成12年3月期」という。)の法人税の更正処分のうち所得金額190億5371万6492円、納付すべき税額54億7483万7600円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 3 市川税務署長が原告に対し平成18年3月28日付けでした原告の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度(以下「平成13年3月期」という。)の法人税の更正処分のうち所得金額154億0395万9687円、納付すべき税額44億4059万1500円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分(ただし、いずれも平成19年4月23日付け

裁決（以下「本件裁決」という。）により取り消された後の部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。

- 4 市川税務署長が原告に対し平成18年3月28日付けでした原告の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度（以下「平成14年3月期」という。）の法人税の更正処分のうち所得金額251億8363万2826円、納付すべき税額73億9233万5400円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも本件裁決により取り消された後の部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 5 市川税務署長が原告に対し平成18年3月28日付けでした原告の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度（以下「平成15年3月期」という。）の法人税の更正処分のうち所得金額271億7283万3450円、納付すべき税額79億9913万6700円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも本件裁決により取り消された後の部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 6 市川税務署長が原告に対し平成18年3月28日付けでした原告の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度（以下「平成16年3月期」という。）の法人税の更正処分のうち所得金額264億5663万6216円、納付すべき税額70億8746万4600円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも本件裁決により取り消された後の部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 7 市川税務署長が原告に対し平成18年3月28日付けでした原告の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの事業年度（以下「平成17年3月期」という。）の法人税の更正処分のうち所得金額226億7582万9902円、納付すべき税額56億4587万4300円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分のうち82万6000円を超える部分（ただし、いずれも本件裁決により取り消された後の部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 8 市川税務署長が原告に対し平成18年3月28日付けでした原告の平成10年4月1日から平成11年3月31日までの課税期間（以下「平成11年3月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分（ただし、納付すべき消費税額32億9206万円、納付すべき地方消費税額8億2606万7000円を超える部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 9 市川税務署長が原告に対し平成18年3月28日付けでした原告の平成11年4月1日から平成12年3月31日までの課税期間（以下「平成12年3月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分（ただし、納付すべき消費税額18億5361万3600円、納付すべき地方消費税額4億6990万0100円を超える部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 10 市川税務署長が原告に対し平成18年3月28日付けでした原告の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの課税期間（以下「平成13年3月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分（ただし、消費税の控除不足還付税額10億0115万2482円、地方消費税の還付額2億4332万2435円を下回る部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 11 市川税務署長が原告に対し平成18年3月28日付けでした原告の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの課税期間（以下「平成14年3月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分（ただし、消費税の控除不足還付税額41億6039万2415円、地方消費税の還付額10億4009万6229円を下回る部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。

- 1 2 市川税務署長が原告に対し平成18年3月28日付けでした原告の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの課税期間（以下「平成15年3月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分（ただし、納付すべき消費税額59億1626万4200円、納付すべき地方消費税額14億7906万6000円を超える部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 1 3 市川税務署長が原告に対し平成18年3月28日付けでした原告の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの課税期間（以下「平成16年3月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分（ただし、納付すべき消費税額56億6686万8800円、納付すべき地方消費税額14億1671万7200円を超える部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 1 4 市川税務署長が原告に対し平成18年3月28日付けでした原告の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの課税期間（以下「平成17年3月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分（ただし、納付すべき消費税額51億3538万6400円、納付すべき地方消費税額12億8384万6600円を超える部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。

## 第2 事案の概要

本件は、遊園施設の運営等を事業とする原告が、①その本社ビル等の清掃業務につきB株式会社（以下「B」という。）に対して業務委託料として支払った金額とBが上記の業務を実際に行った法人に対して支払った金額との差額及び②事業関係者等に対して交付した原告が運営する遊園施設への入場及びその施設の利用等を無償とする優待入場券（以下「本件優待入場券」という。）の使用に係る費用は、いずれも租税特別措置法61条の4に規定する交際費等に該当する等として、市川税務署長が、平成11年3月期ないし平成17年3月期の法人税の各更正処分及び加算税の各賦課決定処分をするとともに、平成11年3月課税期間ないし平成17年3月課税期間の消費税及び地方消費税の各更正処分並びに加算税の各賦課決定処分（以下、上記各更正処分と上記各賦課決定処分とを併せて「本件各処分」という。）を行ったのに対し、原告が、本件各処分（ただし、本件判決による取消しの対象となったものについては、その取消し後のもの）の取消しを求めた事案である。

### 1 法令の定め

租税特別措置法（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下「措置法」という。）61条の4第1項は、法人が昭和57年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を規定し、同条3項は、同条1項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」という。）のために支出するものをいう旨を規定している。

### 2 前提となる事実（当事者間に争いがなく、又は次の各項に記載した証拠若しくは弁論の全趣旨により容易に認めることができる事実）

#### (1) 当事者等

ア 原告は、昭和35年7月11日、R沖の海面を埋め立てて商業地及び住宅地の開発や大規模レジャー施設の建設をすること等を目的として設立された。原告は、昭和39年9月以降、

R沖の海面埋立造成工事を行うなどし、昭和54年4月には、アメリカ合衆国の法人であるCとの間で、Dのライセンス、設計、建設及び運営に関する業務提携の契約を締結し、昭和58年4月にDを、平成13年9月にEをそれぞれ開園した。

イ 乙（以下「乙」という。）は、BやF株式会社等の会長であったほか、いわゆる右翼団体であるGの名誉議長などを務めており、いわゆる右翼関係者として知られている。

ウ Bは、昭和54年8月3日、本店所在地を東京都千代田区とし、不動産の所有、売買等を目的として設立された法人であり、昭和59年5月1日、本店所在地を千葉県浦安市に移転し、その後、平成17年7月31日に解散した。Bは、その役員に乙及びその親族らが就任しており、その実質的経営者は乙である。（乙4の1及び2、乙7、8、10、12、13の1ないし7、乙14）

エ 株式会社H（以下「H」という。）は、各種清掃業務請負等を事業とする法人である。

## (2) 本件清掃業務に係る契約等

ア 原告は、昭和58年1月4日、原告の株主であるI株式会社の子会社であるJ株式会社（以下「J」という。）との間で、契約期間を同日から昭和59年3月31日までとして、原告本社ビル等についての清掃業務（以下「本件清掃業務」という。）を含むDのバックヤード施設清掃業務を委託する旨の契約を締結した。

イ 原告は、昭和58年8月31日をもって、Jとの間の上記契約のうち本件清掃業務に係る部分を終了させた。（乙34）

ウ 原告は、昭和58年9月1日、K株式会社（以下「K」という。）との間で、契約期間を同日から昭和59年8月31日までとして、本件清掃業務を委託する旨の契約を締結した。

エ 原告は、昭和59年9月1日、Bとの間で、契約期間を同日から昭和60年8月31日までとして、本件清掃業務を委託する旨の契約を締結し、同契約は、平成17年6月に解約されるまで、毎年更新された。

オ 昭和58年1月から平成18年3月までの間の本件清掃業務の委託先並びに原告における本件清掃業務及びそれ以外の清掃業務の担当部署は、別表1記載のとおりである。

カ K及びBは、原告から本件清掃業務を受託したものの、実際に本件清掃業務を実施することではなく、Hが、K又はB若しくはこれから委託を受けたとする他の法人との間の再委託契約に基づき、乙の自宅の清掃業務と併せて、本件清掃業務を実施していた。（乙7、10、12、14、18、19の1ないし7、乙20、21の1ないし3、乙32）

キ 原告が平成11年3月期から平成17年3月期までの間にBに対して本件清掃業務の業務委託料として支払った金額（税込み）は、別表2「原告支出金額（税込み）①」欄記載のとおりであり、上記の間にHに対して再委託契約の業務委託料として支払われた金額（税込み）は、同表「Bの外注金額（税込み）②」欄記載のとおりであり、上記各金額の差額（以下「本件業務委託料差額」という。）は、同表「差額（税込み）(①-②)」欄記載のとおりである。（甲19、乙21の3、乙39の2ないし9）

## (3) 本件優待入場券の交付

本件優待入場券は、原告が運営する遊園施設であるD又はEへの入場及びその施設の利用等は無償とする原告の発行に係る入場券である。本件優待入場券には、原告の役員等が各種企業に対して交付する入場券（以下「本件役員扱い入場券」という。）と、原告がいわゆるマスコミ関係者及びその家族に対して交付する入場券（以下「本件プレス関係入場券」という。）と

の2種類がある。

#### (4) 本件の課税処分等の経緯

平成11年3月期ないし平成17年3月期の法人税並びに平成17年3月課税期間ないし平成17年3月課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告、本件各処分、審査請求、本件裁決等の経緯は、別表3記載のとおりである。

### 3 争点

本件各処分の根拠及びその適法性につき被告が主張するところは、別紙のとおりであり、本件における争点は、次のとおりである。

- (1) 本件業務委託料差額は交際費等に当たるか。
- (2) 本件優待入場券の使用に係る費用が交際費等に当たるか。また、その額は幾らか。

### 4 争点に関する当事者の主張の概要

- (1) 争点(1) (本件業務委託料差額の交際費等該当性)

(被告の主張)

ア 措置法61条の4第3項が、交際費等について、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待等のために支出するものをいうと定めていること、交際費等は、一般的に、支出の相手方及び目的に照らして、取引関係の相手方との親睦を密にして取引関係の円滑な進行を図るために支出するものと理解されていることからすれば、当該支出が交際費等に該当するためには、①支出の相手方が事業に関係のある者等であること、②支出の目的が事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図るためであること、③支出の原因となる行為の形態が接待等であることの3要件を満たす必要がある。

そして、租税特別措置法通達(以下「措置法通達」という。)61の4(1)-22は、措置法61条の4第3項に規定する「得意先、仕入先その他事業に関係のある者等」には、直接当該法人の営む事業に取引関係のある者だけでなく間接に当該法人の利害に関係ある者及び当該法人の役員、従業員、株主等も含むことに留意する旨を規定している。また、支出の目的が接待等のためであるか否かについては、当該支出の動機、金額、態様、効果等の具体的事情を総合的に判断して行うべきであると解される。

以上のとおり、交際費等の支出の相手方の範囲は相当に広く、その支出の態様は直接的であると間接的であるとを問わないのであり、また、その支出内容は、事業に関係のある者等に対するものであれば、接待等の消費的性格を有する支出、贈与等の個人所得を形成する可能性のある支出及びこれらに類する支出のすべてに及ぶのである。

イ 原告は、ある費用が交際費等に該当するか否かは、その金額が経済的にみて合理的かつ公正な価格であるか否かによって判断されるべきであると主張する。

しかしながら、措置法61条の4第3項が交際費等を損金不算入としている趣旨は、法人が事業に関係のある者等に対する接待等のために支出する費用は、当該事業に関係ある者等との関係を良好に保ち、それを通じて収益を上げるために必要な費用として経済的合理性はないとはいえないが、そのいたずらな支出が公正な取引を害し、また公正な価格形成をゆがめ、国民一般に不公平感を与えることになるから、その支出を縮減して、企業の内部留保を高め、企業体質の健全化を図り、ひいては企業の社会的責任を全うさせようとする点にある。措置法通達61の4(1)-15(6)が、「いわゆる総会対策等のために支出する費用で総会屋

等に対して会費、賛助金、寄附金、広告料、購読料等の名目で支出する金品に係るもの」を交際費等の金額に含ませているのも、このような行為を自粛させ、企業体質の健全化ひいては企業の社会的責任を全うさせようとする点にあるといえる。その点で、同条による交際費等の損金不算入の特例は、政策的な措置であって、単なる経済的合理性のみを念頭において定められたものではない。

したがって、ある支出が交際費等に該当するか否かを判断するに当たっては、単にその支出の金額の多寡のみを問題とすべきではなく、支出の相手方及び目的並びに行為の形態等を考慮して決すべきである。

ウ 以上を前提に本件業務委託料差額が交際費等に該当するか否かをみるに、原告は、形式的にはBとの間で本件清掃業務に係る契約を締結しているものの、その実態は、本件清掃業務についてはHに委託し、本件業務委託料差額については、Bに支払うように装って、その実質的経営者である乙に支払っていた。そして、乙は、いわゆる総会屋や右翼団体の幹部とされている人物であり、原告の地元対策等に多大な影響力を与えている者である。したがって、①本件業務委託料差額の支出の相手方は、原告の事業に関係のある者といえる。

また、原告は、K及びBとの間の本件清掃業務に係る契約については、総務部、開発部及び技術本部に担当させており、原告において清掃業務を担当する本来の部署と異なること、本件清掃業務については、Hにおいて約8パーセントの利益率を確保した上で、Bが約40パーセントもの利益率を得ていること、BとHとの間に乙の関係会社を介していたことからすれば、本件清掃業務の業務委託料は極めて高額であり、本件清掃業務の対価として不自然不合理であるところ、前記のとおり、支出の相手方は、いわゆる総会屋や右翼団体の幹部とされている乙のいわゆるフロント企業であり、乙が原告の地元対策等に多大な影響力を持っている者であることなどを考え併せれば、②本件業務委託料差額を支出した目的は、乙に対して利益を供与することによって、原告の営業活動の円滑な進行や運営を図るなどのためであるといえる。

そして、前記のとおり、原告は、総会屋等とされ原告の地元対策等に多大な影響力を持つ乙に対して、役務の提供と何ら関係することなく、清掃業務委託料の名目で本件業務委託料差額を支払ったものであり、また、本件業務委託料差額の趣旨は、今後とも地元対策その他種々の便宜を受けることができるようにするための謝礼、贈答等の行為として、上記のような立場にある乙に対する利益供与であるから、③本件業務委託料差額は、支出の原因となる行為の形態が接待等に当たる。

したがって、本件業務委託料差額は、特別措置法61条の4第3項が規定する交際費等に当たる。

(原告の主張)

ア ある費用が交際費等に該当するか否かは、その金額が経済的にみて合理的かつ公正な価格であるか否かによって判断されるべきである。支出の相手方がどのような者であっても、支出の金額が経済的に合理的なものである限り、企業の適正な費用として経理処理され、損金算入されるのは当然である。支出の金額が経済的に合理的であるにもかかわらず、支出の相手方が右翼関係者等であることを理由に交際費等として課税することは、課税権の濫用である。

イ 原告からBに対して支払われた本件清掃業務の業務委託料は、その価格見積りに照らせば、

本件清掃業務に対する対価として経済的に合理的な価格であることは明らかであるから、本件業務委託料差額は交際費等に該当しないというべきである。

ウ 被告は、本件清掃業務の業務委託料が極めて高額であるという主張のほかにもいくつかの主張をするが、それらはいずれも経済的に合理的な価格であることに何ら関係のないものであって、無意味な主張である。

(2) 争点(2) (本件優待入場券の使用に係る費用の交際費等該当性及びその額)

(被告の主張)

ア 交際費等該当性の判断基準については、上記(1) (被告の主張) ア記載のとおりであるから、これを前提に本件優待入場券の使用に係る費用が交際費等に該当するか否かをみるに、原告は、遊園施設への入場及びその利用を無償とする本件優待入場券を発行しているが、本件役員扱い入場券は、原告の役員又は部長の判断で特に重要な得意先に交付していること、役員が私的に使用している事実も認められないこと、本件プレス関係入場券は、原告が特に選定したマスコミ関係者に対して発送した招待状を持参した者及びその家族に対して交付していることから、①本件優待入場券の使用に係る費用の支出の相手方は、事業に関係のある者等といえる。

また、前記のとおり、原告は、原告の特定の事業関係者に対し、本件優待入場券を無償交付していること、特にマスコミ関係者に対しては、家族共々無償で招待するとともに食事券まで交付して原告の遊園施設を利用させていることが認められるから、本件優待入場券の交付は、原告の事業と特に関係の深い者に対する謝礼の意であり、②本件優待入場券の使用に係る費用の支出の目的は、これらの者との親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図るためであるといえる。

そして、原告は、原告の事業関係者に対し、本来有償である入場券を上記の目的をもって無償交付したところ、その交付は、これを受けた特定の得意先又はマスコミ関係者の歓心を買うとともに、これらの者に対するその利用による慰安のために行った接待又は贈答であるから、③本件優待入場券の使用に係る費用は、その支出の原因となる行為の形態が接待等に当たる。

したがって、本件優待入場券の使用に係る費用は、措置法61条の4第3項が規定する交際費等に当たる。

イ 交際費等とは、接待等のために支出するものであるから、本件優待入場券の使用に係る費用の支出の時期(接待等があったとき)は、本件優待入場券を現に使用したとき、すなわち、特定の事業関係者が原告の遊園施設を利用したときとなる。そうすると、本件優待入場券の使用に伴い原告が支出する交際費等の額は、本件優待入場券が使用されたことに伴い原告が支出したと認められる費用の額(原価)といえ、本件優待入場券が使用されたときに支出される1人当たりの費用の額に使用された本件優待入場券の枚数を乗じた金額となる。

そして、原告の行う事業は、遊園施設に有料で入場させ、アトラクションの利用やショーの観覧などのサービスの提供を行うものであるところ、原告は、本件優待入場券による入場者と有償入場券による入場者との間に、遊園施設の利用に関して差異を設けることなく、一律に同様のサービスを提供しているのであって、上記各入場者に対してサービスを提供するために、「人件費、営業資材費、エンターテイメント・ショー制作費、業務委託費、販促活動費、ロイヤルティ」等として遊園施設の運営に係る費用を支出しているのであるから、

原告は、本件優待入場券による入場者に対しても費用を支出していることは明らかである。

したがって、本件優待入場券は、原告の発行している入場券のうちの一部であることから、本件優待入場券が使用されたときに支出される費用の額は、入場券売上げに対応する費用の額を算定することにより求めることができる。

そこで、原告の各事業年度における損益計算書の売上原価に基づき、入場券売上げに対応する費用の額を算定した上で、これを総入場者数で除して入場券1枚当たりの費用の額を算定し、使用された本件優待入場券の枚数を乗じて本件優待入場券の使用に伴い原告が支出した費用の額を算定すると、その額は、別表4の「交際費等と認められる金額 (③×④)」欄記載のとおりとなる。

ウ これに対し、原告は、本件入場券による入場者に対しては、原告の遊園施設を「余裕枠」の範囲内において使用させているにすぎず、その実施のために原告において何ら費用の支出を要するものではないから、そもそも交際費等にはならない旨を主張するが、原告が主張する「余裕枠」とは、原告の遊園施設の1日当たりの最大入場可能者数と平均入場者数との差を意味すると解されるところ、実際には、本件優待入場券による入場者は、入場後、有償入場券による入場者と区別されることなく、また、状況によっては、入園ないし遊園施設の利用に際し、有償入場券による入場者を排除してサービスの提供を受けるのであり、原告は「余裕枠」の範囲内で遊園施設を使用させてはいないのであるから、この点についての原告の主張は失当である

また、原告は、本件優待入場券による入場者の割合は、総入場者の0.2パーセント程度にすぎない等の事情からすると、仮に原告が本件優待入場券の交付を廃止したところで、原告の人件費その他の費用の支出は全く不変であり、これらは、施設の運営のために不可欠の支出であって、本件優待入場券による入場者のために支出されるものではなく、何らの金銭の出えんを伴わないから、本件優待入場券に対する交際費課税は、それによる冗費、濫費の抑制という政策目的に照らしても、問題である旨を主張する。

しかし、イに述べたように、原告が本件優待入場券による入場者にサービスを提供することに伴い費用の支出がされており、これらの者の割合が小さいことと、これらの者に対する費用の支出がされていないこととは、次元の異なる問題であって、原告の主張は失当である上、交際費等該当性の判断基準は、上記(1)(被告の主張)ア記載のとおりであり、その行為が接待等であれば、それ以上に、支出金額が高額なものであることや、その支出が不必要(冗費)あるいは過大(濫費)なものであることまでが必要とされるものではないのであって、原告の主張は、冗費、濫費の抑制という政策目的を実現し得ること又は本件優待入場券を廃止すれば運営費が減少する関係にあることという交際費等該当性の要件ではない事情を要件として取り込もうとするものであり、失当である。

さらに、原告は、ロイヤルティーは、無償で交付された本件優待入場券については発生しないから、本件優待入場券による入場者の接待等のために支出された費用には当たらず、交際費等に該当しないと主張するが、ロイヤルティーは、本件優待入場券による入場者に対するサービスの提供と有償入場券等による入場者に対するサービスの提供の区別なく支出されるものであって、本件優待入場券による入場者支出分に該当する部分があることは明らかであるから、原告の主張は、その前提において失当である。

(原告の主張)



ア 交際費等の損金不算入の制度趣旨は、法人の冗費、濫費を抑制して資本蓄積の充実等により企業基盤の強化を図ることにある。このことを踏まえ、措置法61条の4第3項は、交際費等を、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその事業に関係する者等に対する接待等のために支出するものをいうと定義し、接待等のために支出された費用でなければ、そもそも定義上、交際費等に該当しないことを明らかにしている。

これを本件についてみるに、本件優待入場券による入場者数の割合は、総入場者の0.2パーセント程度にすぎず、1日当たりの平均値でみても100人程度で、最大入場者数をDで7万人、Eで5万人と想定するこれらの施設の1日当たりの平均入場者数の0.25パーセントから0.3パーセント程度であって、電鉄会社における優待乗車券と同様に、原告が保有する遊園施設を余裕枠の範囲において有償入場券による入場者を排除することなく使用させるにすぎない。仮に原告が本件優待入場券の交付を廃止しても、原告の人件費、営業資材費、エンターテイメント・ショー制作費、業務委託費、販促活動費、ロイヤルティー及びその他の費用の支出は、本件優待入場券の作成に直接要した費用、すなわち本件優待入場券の製作、印刷費用を除いては、全く不変である。本件優待入場券の製作、印刷費用を除く上記の費用は、本件優待入場券による入場者の存否にかかわらず、原告が施設を運営するためには否応なしに支出しなければならない不可欠の費用であり、本件優待入場券による入場者の接待等のために支出した費用ではない。本件優待入場券の交付は、上記製作、印刷費用を除き、何らの金銭の出えんを伴わないのであるから、上記製作、印刷費用以外の費用は、そもそも交際費等に該当しない。また、企業の冗費を節約して資本蓄積の充実等により企業基盤の強化を図るという交際費課税の趣旨からすれば、ある費用が交際費等であると認定して損金不算入制度を適用するためには、大前提として、当該接待等が減少すればそのために要していた費用が不要となることが要件となるところ、そのような観点からも、上記製作、印刷費用以外の費用が交際費等に当たるとはいえない。

そして、上記製作、印刷費用の単価は、1枚当たり2.4円ないし5.8円程度であるところ、交際費等の損金不算入の制度趣旨が前記のとおりであることにかんがみれば、このようなわずかな支出が冗費、濫費となる余地はないのであるから、上記製作、印刷費用が交際費等に該当する余地はない。

したがって、本件優待入場券に関しては、交際費等として課税をする余地がないのであり、被告が主張する諸費用は、原告が本件優待入場券による入場者に対する接待等の「ために支出する」費用に当たらないことは明白である。

イ 被告が本件優待入場券の使用に伴って支出した費用として挙げる項目のうち、原告がC社に対して支払うロイヤルティーは、有償入場券及び年間パスポート等について発生するものであり、無償交付された本件優待入場券については発生しないから、本件優待入場券の使用に伴って支出する費用の額（原価）に当たらない。

### 第3 争点に対する判断

#### 1 争点(1)（本件業務委託料差額の交際費等該当性）について

(1) 措置法61条の4第1項は、交際費等の額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を規定し、同条3項は、交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待等のために支出するものをいう旨を規定している。そして、措置法通達61の4(1)-22は、措置法61

条の4第3項に規定する「得意先、仕入先その他事業に関係のある者等」には、直接当該法人の営む事業に取引関係のある者だけでなく間接に当該法人の利害に関係ある者及び当該法人の役員、従業員、株主等も含むことに留意するものとしている。

上記のような同条3項の文言に照らすと、特定の費用が同項の交際費等に当たるか否かを判断するに当たっては、個別の事案の事実関係に即し、その支出の相手方、支出の目的及び支出に係る法人の行為の形態を考慮することが必要とされるものと解される。

## (2) 関係事実

ア 前記前提となる事実（第2の2参照）、次の各項に記載した証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) Bの株主は、乙の妻子や実兄などの乙の親族又は乙の関係者であり、その役員も、原告との間で本件清掃業務に係る業務委託契約が締結された昭和59年9月1日当時の代表取締役を乙の実兄である丁が務めるなど、乙の親族がそのほとんどを占め、それぞれ報酬を受領し、乙及びその妻は、相談役又は顧問等として、平成10年8月から平成17年7月までの7年間だけでも、それぞれ3990万円強及び2050万円の報酬を受領していた。また、乙は、Bの人事権を有し、そのいわゆる実印及び銀行印を保管し、業務と無関係の個人的支出を経費として支出させるなどしていた。（乙4の1及び2、乙7、8、10、12、13の1ないし7、乙14）

(イ) 原告と乙との間には、昭和48年に設立され乙が代表取締役になるなどしていたF株式会社について、昭和58年当時の原告の代表取締役社長であった丙（以下「丙元社長」という。）が発起人や取締役となったり、原告が昭和51年に出資したりしていたほか、昭和60年に設立され遅くとも平成7年には乙の娘婿である戊が代表取締役社長を務めるなどしていたL株式会社についても、丙元社長が遅くとも上記のころまでに取締役となったり、原告が平成8年に出資したりするなどのつながりがあった（乙4の1及び2、乙14、23ないし30）

(ウ) 原告は、昭和58年1月4日、原告の株主の子会社であるJとの間で、本件清掃業務を含むDのバックヤード施設清掃業務を委託する旨の契約を締結していたが、乙と丙元社長とが協議した結果、原告は、同年8月31日付けで、上記契約のうち本件清掃業務に係る部分を終了させ、これに伴ってその後のJとの間の契約における業務委託料を1か月当たり338万6000円減ずるものとする一方で、乙の指示によって設立され乙が実質的に経営権を有していたKとの間で、翌9月1日、業務委託料を1か月当たり381万円として本件清掃業務に係る業務委託契約を締結した。この際、Kの当時の代表取締役であったPが、かねてHの役員と面識を有していたことから、本件清掃業務の実施についてはHに再委託されることになった。

しかし、約1年後には、乙の指示により本件清掃業務がKからBに移管されることとなったため、原告は、契約の相手方をKからBに変更し、昭和59年9月1日、Bとの間で、業務委託料を1か月当たり487万円として本件清掃業務に係る業務委託契約を締結した。Bは、昭和54年に設立された直後から事業を休止する状態が続いており、清掃業務の実施につき実績は全くなく、上記契約を締結するわずか4か月前に本店所在地を千葉県浦安市内に移転した上で上記契約を締結するに至ったものであり、以後約20年間にわたって上記契約は更新されたが、Bの売上げは上記契約によるもの以外にはなかった。そし

て、上記契約締結の事実が公になったことを契機に、平成17年6月2日、上記契約は契約期間の満了前に解約された。(乙7、9、11、12、32ないし38、39の1ないし9、乙40、41)

(エ) 本件清掃業務は、昭和61年5月1日からは、Bから戊が代表取締役となっていたM株式会社へ委託された上でHへ再委託される形式で行われ、M株式会社との間の契約の終了後は、Bから乙の関係者であり平成12年にPに代わってBの代表取締役となったQが代表取締役となっていたN株式会社へ委託された上でHへ再委託される形式で行われていたが、M株式会社及びN株式会社は、本件清掃業務の実施等について、Hとの間で実質的な交渉等に当たることはなかった。(乙7、10、12、14、16ないし18、19の1ないし7、乙20、21の1ないし3、乙32)

(オ) Bは、実際に本件清掃業務を実施することはなかったにもかかわらず、Bの収益に相当する本件業務委託料差額は、原告がBに対して支払う金額のうちの約40パーセントに上り、一方、本件清掃業務の実施によるHの利益率は、約8パーセントであった。(乙12、32)

(カ) 原告内部における本件清掃業務に係る業務委託契約の担当部署は、Kとの間で契約を締結した時点からBとの間の契約が終了した時点までの間、他の清掃業務についてはS部等であるにもかかわらず、主として原告の総務部であった。

イ ア(オ)記載のとおり、Hの本件清掃業務の実施による利益率は約8パーセント程度であったところ、これは、Hが他の法人から清掃業務を受託した場合におけるものとほぼ同程度のものであると認められる(乙32)。そして、本件清掃業務の委託先が昭和58年1月以降の2年弱の間にJからKへ、更にはBへと切り替えられるに当たり、本件清掃業務に係る業務委託料又はこれに相当するとみられる金額が当初の1.4倍余りに増額されており、このようにされるべき事由が存在したことをうかがわせる証拠ないし事情は格別見当たらないことにも照らすと、本件清掃業務の内容に応じ業務委託料として相当とされる金額については、Hが支払を受けていたものがこれに当たると推認することが相当である。

これに対し、原告は、Bに対して支払われた業務委託料の金額が本件清掃業務の対価として経済的に合理的なものであったと主張し、3社の清掃請負業者の作成に係る見積書及びその従業員の陳述書(甲22、23、30ないし33)を提出する。

しかしながら、証拠(甲21、乙11)及び弁論の全趣旨によれば、上記見積書の作成経緯については、原告とBとの間の本件清掃業務に係る業務委託契約が平成17年6月に終了した後にその業務を受託した株式会社Oが、本件訴訟に関連して上記3社に対して見積りを依頼したものであること、株式会社Oは、上記のとおりBに代わり本件清掃業務を受託した際に、Bから本件清掃業務の仕様に関する情報を入手することができず、原告の本件清掃業務の所管部署の従業員に依頼して清掃仕様書等を参照したが、それらの資料は、具体的な清掃の時間帯や清掃場所等(床材、用途、面積等)の指定があいまいなもので、これらのみでは本件清掃業務の内容を確定することができず、価格を算出することもできなかったこと、そこで、株式会社Oにおいては、上記の原告の従業員がBから本件清掃業務に係る業務委託契約が終了する前に本件清掃業務の概要につき聴取していたところに基づいて、Bとの間の業務委託契約に係る清掃仕様を再現し、これを前提として、上記の見積りを依頼したことが認められ、上記の見積りが前提としている清掃仕様は、実際にはHが実施していた本件清掃

業務のそれを正確に再現したものであるとは直ちに認め難く、上記の証拠をもって、上記のように推認することを妨げるものとはいえない。

- (3) (2)及び第2の2で認定判断した乙の社会的な立場、原告とK又はBとの間で本件清掃業務に係る業務委託契約が締結される前からの原告と乙又はその関係する法人との間の関係、乙が実質的な経営者であるK又はBとの間で本件清掃業務に係る業務委託契約が締結された当時の事情及びその後の経緯等に照らすと、原告がBとの間で本件清掃業務に係る業務委託契約の更新を繰り返して金銭の支払を行ってきたことについては、形式的には、Bとの間の本件清掃業務に係る業務委託契約に基づくものではあるが、実質的には、上記のような乙の社会的な立場を前提に、その影響力を原告の事業の遂行、管理等に利用すべく、Bを介し乙に経済的利益を提供して乙との関係を良好に保つものとしてされたもので、本件清掃業務の内容に応じ業務委託料として相当とされる金額を超える金銭の支払については、乙に対する謝礼又は贈答の趣旨でされたと認めるのが相当である。そして、上記のような乙の立場に照らすと、乙が措置法61条の4第3項の「その他事業に関係のある者等」に当たることは明らかというべきである。

そうすると、本件業務委託料差額に相当する金銭については、上記のような支出の相手方、支出の目的及び支出に係る行為の形態に照らし、同項の交際費等に当たると認めるのが相当である。

Bに対して支払われた業務委託料の金額が本件清掃業務の対価として経済的に合理的なものであったとした上で本件業務委託料差額が同項の交際費等に当たらないとする原告の主張は、(2)イに述べたように、その前提において問題があり、採用することができない。

## 2 争点(2) (本件優待入場券の使用に係る費用の交際費等該当性及びその額) について

- (1) 前記前提となる事実(第2の2(3)参照)、証拠(甲3ないし7、19、27、乙42ないし46、47の1ないし3、乙48)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件役員扱い入場券については、原告の役員等において重要な取引先と判断した企業に対して交付し、本件プレス関係入場券については、全国紙の役員等の原告が特に選定したいいわゆるマスコミ関係者及びその家族に対して交付していたこと、これらを使用する者は、原告が運営する遊園施設であるD又はEに無償で入場してその施設の利用等を行うことができること、上記各遊園施設は、

その入場及び施設の利用等に係る有償入場券の売価は、5000円前後であったことが認められる。

そして、証拠(甲27)及び弁論の全趣旨によれば、原告においては、1日当たりの最大入場可能数及び平均入場者数が、Dにあつては7万人及びおおむね4万人、Eにあつては5万人及びおおむね3万人であることを前提に、本件優待入場券を発行し、それを使用して入場等をする者に対して有償入場券により入場等をする者に対するのと同等の役務を提供することとして、施設の運営に当たっていたことが認められるところ、このような事実関係の下においては、本件優待入場券が現に使用されて遊園施設への入場等がされたときに、その者に対し、原告の提供する役務に係る原価のうちその者に対応する分につき費用の支出があつたものと認めるのが相当である。

そうすると、原告が本件優待入場券を発行してこれを使用させていたことについては、原告の遂行する事業に関係のある企業及びマスコミ関係者等の特定の者に対し、その歓心を買って関係を良好なものとし原告の事業を円滑に遂行すべく、接待又は供応の趣旨でされたと認めるのが相当であり、これを使用して入場等をした者に対して役務を提供するに当たり原告が支出

した上記の費用については、上記のような支出の相手方、支出の目的及び支出に係る行為の形態に照らし、措置法61条の4第3項の交際費等に当たると認めるのが相当である。

原告は、第2の4(2)(原告の主張)に記載したとおり、本件優待入場券の発行等に伴って生ずる費用はその製作、印刷費用のみである等と主張し、これに沿う証拠(甲25、26、36)を提出するが、既に述べた事実関係の下におけるように、例えば1日といった単位となる期間においてその対象となる者が相当の多数にわたりあらかじめその数を確定することが困難であることを踏まえ、一定の見込みに立って、それらの者に対して包括して特定の役務を提供することを事業とする法人が、当該役務を現に提供し、かつ、当該役務の提供を無償で受ける者がこれを有償で受ける者と別異の取扱いをされていない場合、当該役務の提供に要した費用は、当該役務の提供を受けた者との関係においては、これを無償で受けた者を含め、対象となった者全員に対する当該役務の提供のために支出されたとみるのが相当である。このことを基礎に、当該役務の提供に要した費用のうちこれを無償で受けた者に対応する分につきその全部又は一部が交際費等に当たるか否かを論ずることは、法人のする特定の行為について一定の政策的見地から法人税の課税の基礎となる所得の金額の計算に当たりそのために支出した費用の額を損金の額に算入しないものとすることによって抑制しようとする措置法61条の4の規定の趣旨と矛盾するものではない。これとは異なる前提に立つ原告の主張等は、いずれも採用することができない。

(2) 証拠(甲19、27)及び弁論の全趣旨によれば、本件判決において、国税不服審判所長は、原告の平成13年3月期ないし平成17年3月期における費用として損益計算書に別表5の各「原価計上額」欄記載のとおり計上されたところのうち、原告の運営する遊園施設に入場等をした者に対する役務の提供に要した費用に相当するものである入場券売上げに対応する原価に関し、これとは異なるものであるとして商品売上原価、飲食売上原価、施設更新関連費、租税公課及び減価償却費を除いた上で、①入場券売上げに個別に対応する費用の金額と、②入場券売上げを含む他の売上げと共通する費用のうち入場券売上げに対応する部分の金額とを求め、その合計額をもってその金額を算定する方法を採り、別表6の各「按分計算等」欄記載のとおり上記の①及び②に当たる金額を算出したものであって、本件訴訟における被告の主張もこれを基礎とするものであることが認められる(ただし、本件訴訟においては、別表5の各「左のうち、入場券売上げに対応する原価」欄中の「販促活動費」について来園者プレゼント購入代に相当する金額を①入場券売上げに個別に対応する費用として追加し、同欄中の「ロイヤルティ」についてその計算の基となる金額の変更に伴いいずれも金額を変更し、平成17年3月期について同欄中の各項目の金額を上記のものを含めいずれも変更した。)

そして、証拠(甲19、27)及び弁論の全趣旨によれば、別表5の各「左のうち、入場券売上げに対応する原価」欄記載の各金額の算出に当たっては、本件判決がされるまでの間に原告の提出した資料その他調査により収集された資料に基づき、別表6の各「按分計算等」欄記載のとおり各費用科目の内訳等についての分類がされた上で、②入場券売上げを含む他の売上げと共通する費用のうち入場券売上げに対応する部分の金額については、原告がその運営する遊園施設に入場等をした者に対して役務を提供するに当たって要する費用の主体が人件費であることを踏まえ、各売上げに個別に対応するとみられる人件費の割合を基礎に按分計算がされたもので、このようにして算出された上記の各金額については、その合理性を首肯することができる。

ところで、証拠（甲19、27、29）によれば、原告は、C社に対し、ロイヤルティーとして、有償入場券や年間パスポート等の売上額の10パーセント相当額を支払っていることが認められるところ、原告は、無償で交付された本件優待入場券についてはロイヤルティーが発生しないから、これを本件優待入場券を使用して入場等をする者に対して原告の提供する役務に係る原価に含めるべきではないと主張する。しかしながら、前記認定のとおり、本件優待入場券を使用して入場等をする者は、有償入場券により入場等をする者と別異の取扱いをされることなく、原告の役務の提供を受けることができるところ、原告は、C社に対して上記ロイヤルティーを支払うことによって初めてその遊園施設を運営することができるものと推認されることからすれば、ロイヤルティーの金額が有償入場券の売上げを基に計算されるとしても、それは、原告の運営する遊園施設に入場等をした者全員に対する役務の提供につき必要となる費用であり、当該役務に係る原価を構成するものと評価し得る。そして、上記のロイヤルティーは、入場券売上げに対応する原価中の①入場券売上げに個別に対応する費用に当たると認めるのが相当である。

なお、証拠（甲27）によれば、既に述べたように本件訴訟において①入場券売上げに個別に対応する費用に当たるものとして追加された販促活動費のうちの来園者プレゼント購入代（甲27の別紙5）については、当該費用の内容に照らし、これを上記のように計上することの合理性を認めることができる。

また、平成17年3月期については、被告が本件訴訟において入場券売上げに対応する原価として別表5の「左のうち、入場券売上げに対応する原価」欄に記載されたように主張するところは、別表6の「按分計算等」欄記載の分類及び算出の結果とは異なっているが、既に述べたように本件訴訟において追加して計上された販促活動費を除いては、いずれのものも別表6の上記の部分に記載されたところよりも控えめな金額が採用されており、その内容については、やはりその合理性を肯定することができるものというべきである。

そして、本件訴訟において、原告は、上に挙げたもの以外の各事項について、具体的に争うものとはみられず、他に、以上に認定判断したところを左右するに足りる的確な証拠も見当たらない。

そうすると、平成13年3月期ないし平成17年3月期における入場券売上げに対応する原価の金額は、それぞれ、別表5の各「左のうち、入場券売上げに対応する原価」欄中の「合計」記載のもの及びこれを転記した別表4の「対象金額合計額①」欄記載のものとおりのこととなる。

その上で、証拠（甲19、27）及び弁論の全趣旨によれば、平成13年3月期ないし平成17年3月期における年間の総入場者数は、別表4の「総入場者数②」欄記載のとおりであり、そのうち本件優待入場券を使用して入場等をした者の推計数は同表の「本件優待入場券による入場者数④」欄記載のとおりであると認められる。

してみると、本件優待入場券を使用して入場等をした者に対して原告の提供した役務に係る原価のうちその者に対応する分については、同表4の「入場者一人当たりの費用の額③（①÷②）」欄記載のとおりとなり、以上に述べたところを基礎として上記の各事業年度におけるこれらの者に対して支出された交際費等の額を算定すると、同表の「交際費等と認められる金額（③×④）」欄記載のとおりとなる。

- 3 以上に述べたところに加え、証拠（甲1ないし16、19）及び弁論の全趣旨によれば、本件各処分根拠及び適法性については、別紙において被告の主張するところと認められることができる。

4 したがって、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 八木 一洋

裁判官 衣斐 瑞穂

裁判官田上絢子は、在外研究のため、署名押印することができない。

裁判長裁判官 八木 一洋

別表1 本件清掃業務に係る原告の担当部署

契約期間	委託契約先	本件清掃業務	左記以外の清掃業務
		担当部署	
昭和58年1月～昭和58年8月	J	S部	
昭和58年9月～昭和59年8月	K	総務部	S部
昭和59年9月～平成11年6月	B	総務部	S部
平成11年7月～平成13年8月	B	総務部	T部
平成13年9月～平成15年8月	B	開発部	T部
平成15年9月～平成17年6月2日	B	技術本部	T部
平成17年6月3日～平成18年3月31日	O	T部	



別表2 交際費等の損金算入額

平成11年3月期

(単位：円)

原告の支出年月日	原告支出金額 (税込み) ①	Bの 外注金額 (税込み) ②	差額 (税込み) (①-②)
平成10年5月29日	12,510,808	7,428,229	5,082,579
平成10年6月30日	12,510,808	7,251,300	5,259,508
平成10年7月31日	12,510,808	7,251,300	5,259,508
平成10年8月31日	12,510,808	7,251,300	5,259,508
平成10年9月30日	12,510,808	7,749,894	4,760,914
平成10年10月30日	12,211,761	6,831,300	5,380,461
平成10年11月30日	12,211,761	7,108,542	5,103,219
平成10年12月30日	12,211,761	6,831,300	5,380,461
平成11年1月29日	12,211,761	6,831,300	5,380,461
平成11年2月26日	12,211,761	6,831,300	5,380,461
平成11年3月31日	12,211,761	7,415,007	4,796,754
合計	135,824,606	78,780,772	57,043,834

平成12年3月期

(単位：円)

原告の支出年月日	原告支出金額 (税込み) ①	Bの 外注金額 (税込み) ②	差額 (税込み) (①-②)
平成11年4月30日	12,211,761	7,148,790	5,062,971
平成11年5月31日	12,211,761	6,831,300	5,380,461
平成11年6月30日	12,211,761	6,831,300	5,380,461
平成11年7月30日	12,211,761	6,831,300	5,380,461
平成11年8月31日	12,211,761	6,831,300	5,380,461
平成11年9月30日	12,211,761	7,283,031	4,928,730
平成11年10月29日	11,982,546	6,990,005	4,992,541
平成11年11月30日	11,982,546	6,621,300	5,361,246
平成11年12月30日	11,982,546	6,621,300	5,361,246
平成12年1月31日	11,982,546	6,621,300	5,361,246
平成12年2月29日	11,982,546	6,621,300	5,361,246
平成12年3月31日	11,982,546	7,354,477	4,628,069
合計	145,165,842	82,586,703	62,579,139

平成13年3月期

(単位：円)

原告の支出年月日	原告支出金額 (税込み) ①	Bの 外注金額 (税込み) ②	差額 (税込み) (①-②)
平成12年4月28日	11,982,546	6,621,300	5,361,246
平成12年5月31日	11,982,546	6,621,300	5,361,246
平成12年6月30日	11,982,546	6,621,300	5,361,246
平成12年7月31日	11,681,524	6,301,050	5,380,474
平成12年8月31日	11,681,524	6,301,050	5,380,474
平成12年9月29日	11,681,524	6,841,863	4,839,661
平成12年10月31日	11,213,925	6,091,050	5,122,875
平成12年11月30日	11,213,925	6,091,050	5,122,875
平成12年12月29日	11,213,925	6,091,050	5,122,875
平成13年1月31日	11,213,925	6,091,050	5,122,875
平成13年2月28日	11,213,925	6,091,050	5,122,875
平成13年3月30日	11,213,925	6,465,870	4,748,055
合計	138,275,760	76,228,983	62,046,777

平成14年3月期

(単位：円)

原告の支出年月日	原告支出金額 (税込み) ①	Bの 外注金額 (税込み) ②	差額 (税込み) (①-②)
平成13年4月27日	11,213,925	6,665,702	4,548,223
平成13年5月31日	11,213,925	6,091,050	5,122,875
平成13年6月29日	11,213,925	6,278,328	4,935,597
平成13年7月31日	11,213,925	6,091,050	5,122,875
平成13年8月31日	11,213,925	6,091,050	5,122,875
平成13年9月28日	11,213,925	6,788,418	4,425,507
平成13年10月31日	10,469,707	6,151,950	4,317,757
平成13年11月30日	10,469,707	5,828,550	4,641,157
平成13年12月28日	10,469,707	5,828,550	4,641,157
平成14年1月31日	10,543,207	6,123,474	4,419,733
平成14年2月28日	10,469,707	5,828,550	4,641,157
平成14年3月29日	10,469,707	6,542,352	3,927,355
合計	130,175,292	74,309,024	55,866,268

平成15年3月期

(単位：円)

原告の支出年月日	原告支出金額 (税込み) ①	Bの 外注金額 (税込み) ②	差額 (税込み) (①-②)
平成14年4月30日	10,469,707	6,015,828	4,453,879
平成14年5月31日	10,469,707	5,828,550	4,641,157
平成14年6月28日	10,469,707	5,828,550	4,641,157
平成14年7月31日	10,469,707	5,828,550	4,641,157
平成14年8月30日	10,469,707	5,828,550	4,641,157
平成14年9月30日	10,469,707	6,373,626	4,096,081
平成14年10月31日	10,468,500	6,151,950	4,316,550
平成14年11月29日	10,468,500	5,828,550	4,639,950
平成14年12月30日	10,468,500	5,828,550	4,639,950
平成15年1月31日	10,468,500	5,828,550	4,639,950
平成15年2月28日	10,468,500	5,828,550	4,639,950
平成15年3月31日	10,468,500	6,163,445	4,305,055
合計	125,629,242	71,333,249	54,295,993

平成16年3月期

(単位：円)

原告の支出年月日	原告支出金額 (税込み) ①	Bの 外注金額 (税込み) ②	差額 (税込み) (①-②)
平成15年4月30日	10,468,500	6,453,770	4,014,730
平成15年5月30日	10,468,500	5,828,550	4,639,950
平成15年6月30日	10,468,500	5,828,550	4,639,950
平成15年7月31日	10,468,500	6,049,050	4,419,450
平成15年8月29日	10,468,500	5,976,138	4,492,362
平成15年9月30日	10,468,500	6,492,872	3,975,628
平成15年10月31日	9,450,000	5,566,050	3,883,950
平成15年11月28日	9,450,000	5,566,050	3,883,950
平成15年12月30日	9,450,000	5,566,050	3,883,950
平成16年1月30日	9,450,000	5,566,050	3,883,950
平成16年2月27日	9,450,000	5,566,050	3,883,950
平成16年3月31日	9,450,000	6,512,347	2,937,653
合計	119,511,000	70,971,527	48,539,473

平成17年3月期

(単位：円)

原告の支出年月日	原告支出金額 (税込み) ①	Bの 外注金額 (税込み) ②	差額 (税込み) (①-②)
平成16年4月30日	9,450,000	5,566,050	3,883,950
平成16年5月31日	9,450,000	5,566,050	3,883,950
平成16年6月30日	9,450,000	5,566,050	3,883,950
平成16年7月30日	9,450,000	5,742,450	3,707,550
平成16年8月31日	9,450,000	5,566,050	3,883,950
平成16年9月30日	9,450,000	6,317,043	3,132,957
平成16年10月29日	9,450,000	5,789,490	3,660,510
平成16年11月30日	9,450,000	5,566,050	3,883,950
平成16年12月30日	9,450,000	5,566,050	3,883,950
平成17年1月31日	9,450,000	5,566,050	3,883,950
平成17年2月28日	9,450,000	5,566,050	3,883,950
平成17年3月31日	9,450,000	6,518,521	2,931,479
合計	113,400,000	68,895,904	44,504,096

## 別表 3

平成11年3月期の法人税に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	平成11年6月29日	27,103,891,597	9,034,469,300	—	—
更正決定	平成12年3月28日	27,311,030,788	9,105,932,300	7,146,000	0
更正決定	平成14年5月28日	27,358,252,187	9,122,223,900	1,629,000	0
更正決定	平成18年3月28日	27,417,401,492	9,142,630,300	0	7,140,000
審査請求	平成18年5月11日	27,358,252,187	9,122,223,900	0	0
審査裁決	平成19年4月23日	棄却			

平成12年3月期の法人税に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	平成12年6月30日	19,013,068,523	5,462,643,200	—	—
更正決定	平成14年5月28日	19,053,716,492	5,474,837,600	1,219,000	0
更正決定	平成18年3月28日	19,107,093,306	5,490,850,700	0	5,603,500
審査請求	平成18年5月11日	19,053,716,492	5,474,837,600	0	0
審査裁決	平成19年4月23日	棄却			

平成13年3月期の法人税に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	平成13年6月29日	15,093,399,875	4,347,423,500	—	—
更正決定	平成14年5月28日	15,382,708,929	4,434,216,200	8,217,000	1,617,000
更正決定	平成16年6月29日	15,403,959,687	4,440,591,500	637,000	0
更正決定	平成18年3月28日	15,668,931,877	4,520,083,100	6,199,000	6,121,500
審査請求	平成18年5月11日	15,403,959,687	4,440,591,500	0	0
審査裁決	平成19年4月23日	15,526,366,043	4,477,313,600	1,922,000	6,121,500

## 平成14年3月期の法人税に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	平成14年7月1日	25,153,264,852	7,383,225,000	—	—
更正決定	平成16年6月29日	25,183,632,826	7,392,335,400	911,000	0
更正決定	平成18年3月28日	25,375,397,338	7,449,864,900	4,159,000	5,575,500
審査請求	平成18年5月11日	25,183,632,826	7,392,335,400	0	0
審査裁決	平成19年4月23日	25,280,911,388	7,421,519,100	1,324,000	5,575,500

## 平成15年3月期の法人税に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	平成15年6月30日	27,080,055,424	7,971,303,300	—	—
更正決定	平成16年6月29日	27,172,833,450	7,999,136,700	2,783,000	0
更正決定	平成18年3月28日	27,387,171,190	8,063,438,100	4,891,000	5,383,000
審査請求	平成18年5月11日	27,172,833,450	7,999,136,700	0	0
審査裁決	平成19年4月23日	27,282,635,126	8,032,077,300	1,755,000	5,383,000

## 平成16年3月期の法人税に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	平成16年6月30日	26,456,636,216	7,087,464,600	—	—
更正決定	平成18年3月28日	26,682,695,001	7,155,282,300	5,398,000	4,840,500
審査請求	平成18年5月11日	26,456,636,216	7,087,464,600	0	0
審査裁決	平成19年4月23日	26,562,490,856	7,119,220,800	1,792,000	4,840,500

## 平成17年3月期の法人税に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	平成17年6月30日	22,654,906,942	5,637,611,900	—	—
更正決定	平成18年3月28日	22,869,990,630	5,704,122,600	5,379,000	4,448,500
審査請求	平成18年5月11日	22,675,829,902	5,645,874,300	826,000	0
審査裁決	平成19年4月23日	22,771,974,708	5,674,717,800	2,439,000	4,448,500

## 平成11年3月課税期間の消費税等に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	納付すべき消費税額	納付すべき地方消費税額	納付すべき消費税等の額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	平成11年5月28日	185,336,803,000	3,264,767,500	819,243,900	4,084,011,400	—	—
更正決定	平成12年3月28日	185,336,803,000	3,292,060,000	826,067,000	4,118,127,000	3,411,000	0
更正決定	平成18年3月28日	185,336,803,000	3,294,426,000	826,658,500	4,121,084,500	0	1,032,500
異議申立て	平成18年5月11日	185,336,803,000	3,292,060,000	826,067,000	4,118,127,000	0	0
みなす審査請求	平成18年5月25日	(上記異議申立ては国税通則法89条により審査請求に移行)					
審査裁決	平成19年4月23日	棄却					

## 平成12年3月課税期間の消費税等に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	納付すべき消費税額	納付すべき地方消費税額	納付すべき消費税等の額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	平成12年5月31日	171,095,441,000	1,853,613,600	469,900,100	2,323,513,700	—	—
更正決定	平成18年3月28日	171,095,441,000	1,856,009,000	470,499,000	2,326,508,000	0	1,046,500
異議申立て	平成18年5月11日	171,095,441,000	1,853,613,600	469,900,100	2,323,513,700	0	0
みなす審査請求	平成18年5月25日	(上記異議申立ては国税通則法89条により審査請求に移行)					
審査裁決	平成19年4月23日	棄却					

## 平成13年3月課税期間の消費税等に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	納付すべき消費税額	納付すべき地方消費税額	納付すべき消費税等の額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	平成13年5月31日	181,477,893,000	▲1,001,768,482	▲243,476,436	▲1,245,244,918	—	—
更正決定	平成14年5月28日	181,477,893,000	▲1,001,152,482	▲243,322,435	▲1,244,474,917	0	269,500
更正決定	平成18年3月28日	181,477,893,000	▲998,819,768	▲242,739,257	▲1,241,599,025	0	1,018,500
異議申立て	平成18年5月11日	181,477,893,000	▲1,001,152,482	▲243,322,435	▲1,244,474,917	0	0
みなす審査請求	平成18年5月25日	(上記異議申立ては国税通則法89条により審査請求に移行)					
審査裁決	平成19年4月23日	棄却					

(注)「納付すべき消費税額」、「納付すべき地方消費税額」及び「納付すべき消費税等の額」欄の「▲」は、還付税額を示す。

## 平成14年3月課税期間の消費税等に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	納付すべき消費税額	納付すべき地方消費税額	納付すべき消費税等の額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	平成14年5月31日	262,413,441,000	▲4,160,392,415	▲1,040,096,229	▲5,200,488,644	—	—
更正決定	平成18年3月28日	262,413,441,000	▲4,158,267,771	▲1,039,565,067	▲5,197,832,838	0	927,500
異議申立て	平成18年5月11日	262,413,441,000	▲4,160,392,415	▲1,040,096,229	▲5,200,488,644	0	0
みなす審査請求	平成18年5月25日	(上記異議申立ては国税通則法89条により審査請求に移行)					
審査裁決	平成19年4月23日	棄却					

(注)「納付すべき消費税額」、「納付すべき地方消費税額」及び「納付すべき消費税等の額」欄の「▲」は、還付税額を示す。

## 平成15年3月課税期間の消費税等に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	納付すべき消費税額	納付すべき地方消費税額	納付すべき消費税等の額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	平成15年6月2日	275,828,226,000	5,915,830,200	1,478,957,500	7,394,787,700	—	—
更正決定	平成16年6月29日	275,839,076,000	5,916,264,200	1,479,066,000	7,395,330,200	54,000	0
更正決定	平成18年3月28日	275,839,076,000	5,918,315,900	1,479,578,900	7,397,894,800	0	896,000
異議申立て	平成18年5月11日	275,839,076,000	5,916,264,200	1,479,066,000	7,395,330,200	0	0
みなす審査請求	平成18年5月25日	(上記異議申立ては国税通則法89条により審査請求に移行)					
審査裁決	平成19年4月23日	棄却					

## 平成16年3月課税期間の消費税等に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	納付すべき消費税額	納付すべき地方消費税額	納付すべき消費税等の額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	平成16年5月28日	279,166,335,000	5,667,302,800	1,416,825,700	7,084,128,500	—	—
更正決定	平成16年9月29日	279,155,485,000	5,666,868,800	1,416,717,200	7,083,586,000	0	0
更正決定	平成18年3月28日	279,155,485,000	5,668,713,000	1,417,178,200	7,085,891,200	0	616,000
異議申立て	平成18年5月11日	279,155,485,000	5,666,868,800	1,416,717,200	7,083,586,000	0	0
みなす審査請求	平成18年5月25日	(上記異議申立ては国税通則法89条により審査請求に移行)					
審査裁決	平成19年4月23日	棄却					

## 平成17年3月課税期間の消費税等に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	納付すべき消費税額	納付すべき地方消費税額	納付すべき消費税等の額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	平成17年5月30日	272,176,326,000	5,126,705,700	1,281,676,400	6,408,382,100	—	—
更正決定	平成18年3月28日	272,237,858,000	5,137,081,800	1,284,270,400	6,421,352,200	1,085,000	738,500
異議申立て	平成18年5月11日	272,237,858,000	5,135,386,400	1,283,846,600	6,419,233,000	1,085,000	0
みなす審査請求	平成18年5月25日	(上記異議申立ては国税通則法89条により審査請求に移行)					
審査裁決	平成19年4月23日	棄却					



別表4 本件優待入場券原価算出表

	対象金額合計額 ①	総入場者数 ②	入場者1人当たりの費用の額③ (①÷②)	本件優待入場券による入場者数 ④	交際費等と認められる金額 (③×④)
	円	人	円	人	円
平成13年3月期	32,342,849,878	17,300,245	1,869	37,171	69,472,599
平成14年3月期	44,343,637,607	22,046,667	2,011	27,873	56,052,603
平成15年3月期	49,694,402,213	24,824,951	2,001	33,992	68,017,992
平成16年3月期	51,480,709,184	25,473,039	2,020	34,919	70,536,380
平成17年3月期	51,673,817,283	25,025,996	2,064	31,030	64,045,920

別表5 入場券売上げに対応する原価

平成13年3月期

(単価：円)

		原価計上額	左のうち、入場券売上げ に対応する原価
商品売上原価		34,507,705,357	—
飲食売上原価		13,770,481,269	—
人件費		31,484,322,212	12,435,210,214
その他の 営業費	営業資材費	7,884,225,243	3,269,901,917
	施設更新関連費	6,728,618,670	—
	エンターテイメント・ショー制作費	4,964,398,992	4,942,131,464
	業務委託費	4,637,240,863	2,123,856,315
	販促活動費	5,596,872,158	136,688,200
	ロイヤルティー	12,549,052,057	6,696,147,351
	租税公課	2,864,221,869	—
	減価償却費	13,775,162,860	—
その他	6,686,513,377	2,738,914,417	
合計		145,448,814,927	32,342,849,878

平成14年3月期

(単価：円)

		原価計上額	左のうち、入場券売上げ に対応する原価
商品売上原価		45,401,461,366	—
飲食売上原価		18,669,039,679	—
人件費		41,231,589,695	16,173,491,532
その他の 営業費	営業資材費	11,120,161,797	4,631,569,859
	施設更新関連費	7,351,740,385	—
	エンターテイメント・ショー制作費	7,297,275,590	7,260,955,823
	業務委託費	6,158,842,179	2,773,942,517
	販促活動費	6,444,337,454	113,283,160
	ロイヤルティー	17,203,445,672	9,622,919,438
	租税公課	3,966,061,514	—
	減価償却費	30,835,962,110	—
その他	9,017,301,741	3,767,475,278	
合計		204,697,219,182	44,343,637,607

平成15年3月期

(単価：円)

		原価計上額	左のうち、入場券売上げ に対応する原価
商品売上原価		46,138,334,638	—
飲食売上原価		21,225,389,882	—
人件費		45,815,273,259	18,149,638,633
その他の 営業費	営業資材費	10,065,279,250	4,232,368,276
	施設更新関連費	9,561,344,744	—
	エンターテイメント・ショー制作費	9,820,519,950	9,782,387,245
	業務委託費	6,705,746,235	3,057,149,708
	販促活動費	7,089,150,931	144,779,075
	ロイヤルティー	18,994,341,153	10,452,500,179
	租税公課	6,921,842,413	—
	減価償却費	39,969,741,769	—
	その他	9,280,406,854	3,875,579,097
合計		231,587,371,078	49,694,402,213

平成16年3月期

(単価：円)

		原価計上額	左のうち、入場券売上げ に対応する原価
商品売上原価		47,156,217,864	—
飲食売上原価		21,772,408,943	—
人件費		43,908,037,242	17,539,086,615
その他の 営業費	営業資材費	10,515,490,979	4,500,214,853
	施設更新関連費	11,077,702,087	—
	エンターテイメント・ショー制作費	11,713,364,638	11,676,321,642
	業務委託費	7,552,178,324	3,467,205,068
	販促活動費	7,268,527,159	224,340,519
	ロイヤルティー	18,866,846,361	10,105,135,964
	租税公課	5,561,943,654	—
	減価償却費	39,116,195,465	—
	その他	9,384,893,542	3,968,404,523
合計		233,893,806,258	51,480,709,184

平成17年3月期

(単価：円)

		原価計上額	左のうち、入場券売上げ に対応する原価
商品売上原価		41,942,526,336	—
飲食売上原価		21,524,537,116	—
人件費		42,390,890,395	16,360,386,223
その他の 営業費	営業資材費	10,690,336,606	4,330,206,160
	施設更新関連費	11,986,491,368	—
	エンターテイメント・ショー制作費	13,463,407,409	13,424,920,147
	業務委託費	7,875,361,174	3,391,826,672
	販促活動費	8,013,853,745	166,567,530
	ロイヤルティー	18,534,427,007	10,012,070,074
	租税公課	5,322,598,602	—
	減価償却費	38,754,253,593	—
その他	9,716,583,605	3,987,840,477	
合計		230,215,266,956	51,673,817,283

別表6 本件優待入場券の費用の額の計算等

平成13年3月期

ア 対象となる費用の額

(単価:円)

費用科目	按分計算等	対象金額
人件費	(ア) 対象外の金額 17,928,924,373円 A 商品売上げ等入場券以外の売上げに個別に対応している金額 13,591,702,845円 B 維持管理、販売促進等に係る人件費で交際費等の対象とならない金額 4,337,221,528円 (イ) 入場券売上げに個別に対応している金額 11,488,630,920円 (ウ) 各売上げに共通する金額 946,579,294円 上記以外の金額2,066,767,019円に人件費率45.80%(上記(ア)のA及び(イ)の合計金額に対する(イ)の金額の占める割合)を乗じた金額	12,435,210,214
営業資材費	(ア) 対象外の金額 870,034,802円 ゲーム機使用料、店舗装飾製作代等の売上げに個別に対応している金額 (イ) 入場券売上げに個別に対応している金額 105,909,032円 チケット等製作代 (ウ) 各売上げに共通する金額 3,163,992,885円 上記以外の金額6,908,281,409円に人件費率45.80%を乗じた金額	3,269,901,917
施設更新関連費	対象外の金額 6,728,618,670円	0
エンターテイメント・ショー制作費	(ア) 入場券売上げに個別に対応している金額 4,923,314,992円 (イ) 各売上げに共通する金額41,084,000円に人件費率45.80%を乗じた金額 18,816,472円	4,942,131,464
業務委託費	各売上げに共通する金額4,637,240,863円に人件費率45.80%を乗じた金額 2,123,856,315円	2,123,856,315
販促活動費	対象外の金額 5,596,872,158円	0
ロイヤルティー	入場券売上げ67,048,405,050円に入場券売上げに対するロイヤルティー割合10%を乗じた金額	6,704,840,505
租税公課	対象外の金額 2,864,221,869円	0
減価償却費	対象外の金額 13,775,162,860円	0
その他	(ア) 対象外の金額 708,055,816円 交際費、保険料等の費用 (イ) 入場券売上げに個別に対応している金額 1,440,691円 (ウ) 各売上げに共通する金額 2,737,473,726円 上記以外の金額5,977,016,870円に人件費率45.80%を乗じた金額	2,738,914,417
	合計	32,214,854,832

イ 入場券1枚当たりの費用の額

上記アの「対象金額」の合計額を総入園者数17,300,245人で除した1,862円

平成14年3月期

ア 対象となる費用の額

(単価：円)

費用科目	按分計算等	対象金額
人件費	(ア) 対象外の金額 23,197,202,052円 A 商品売上げ等入場券以外の売上げに個別に対応している金額 17,869,642,608円 B 維持管理、販売促進等に係る人件費で交際費等の対象とならない金額 5,327,559,444円 (イ) 入場券売上げに個別に対応している金額 14,648,477,690円 (ウ) 各売上げに共通する金額 1,525,013,842円 上記以外の金額3,385,909,953円に人件費率45.04%(上記(ア)のA及び(イ)の合計金額に対する(イ)の金額の占める割合)を乗じた金額	16,173,491,532
営業資材費	(ア) 対象外の金額 945,451,463円 ゲーム機使用料、店舗装飾製作代等の売上げに個別に対応している金額 (イ) 入場券売上げに個別に対応している金額 88,938,000円 チケット等製作代 (ウ) 各売上げに共通する金額 4,542,631,859円 上記以外の金額10,085,772,334円に人件費率45.04%を乗じた金額	4,631,569,859
施設更新関連費	対象外の金額 7,351,740,385円	0
エンターテイメント・ショー制作費	(ア) 入場券売上げに個別に対応している金額 7,231,191,590円 (イ) 各売上げに共通する金額66,084,000円に人件費率45.04%を乗じた金額 29,764,233円	7,260,955,823
業務委託費	各売上げに共通する金額6,158,842,179円に人件費率45.04%を乗じた金額 2,773,942,517円	2,773,942,517
販促活動費	対象外の金額 6,444,337,454円	0
ロイヤルティー	入場券売上げ96,281,113,582円に入場券売上げに対するロイヤルティー割合10%を乗じた金額	9,628,111,358
租税公課	対象外の金額 3,966,061,514円	0
減価償却費	対象外の金額 30,835,962,110円	0
その他	(ア) 対象外の金額 653,256,772円 交際費、保険料等の費用 (イ) 入場券売上げに個別に対応している金額 563,000円 (ウ) 各売上げに共通する金額 3,766,912,278円 上記以外の金額8,363,481,969円に人件費率45.04%を乗じた金額	3,767,475,278
合計		44,235,546,367

イ 入場券1枚当たりの費用の額

上記アの「対象金額」の合計額を総入園者数22,946,667人で除した2,006円

平成15年3月期

ア 対象となる費用の額

(単価：円)

費用科目	按分計算等	対象金額
人件費	(ア) 対象外の金額 25,369,735,562円 A 商品売上げ等入場券以外の売上げに個別に対応している金額 19,364,422,871円 B 維持管理、販売促進等に係る人件費で交際費等の対象とならない金額 6,005,323,691円 (イ) 入場券売上げに個別に対応している金額 16,225,910,673円 (ウ) 各売上げに共通する金額 1,923,727,960円 上記以外の金額4,219,627,024円に人件費率45.59%(上記(ア)のA及び(イ)の合計金額に対する(イ)の金額の占める割合)を乗じた金額	18,149,638,633
営業資材費	(ア) 対象外の金額 875,521,956円 ゲーム機使用料、店舗装飾製作代等の売上げに個別に対応している金額 (イ) 入場券売上げに個別に対応している金額 78,583,930円 チケット等製作代 (ウ)各売上げに共通する金額 4,153,784,346円 上記以外の金額9,111,174,264円に人件費率45.59%を乗じた金額	4,232,367,276
施設更新関連費	対象外の金額 9,561,344,744円	0
エンターテイメント・ショー制作費	(ア) 入場券売上げに個別に対応している金額 9,750,435,950円 (イ) 各売上げに共通する金額70,084,000円に人件費率45.59%を乗じた金額 31,951,295円	9,782,387,245
業務委託費	各売上げに共通する金額6,705,746,235円に人件費率45.59%を乗じた金額 3,057,149,708円	3,057,149,708
販促活動費	対象外の金額 7,089,150,931円	0
ロイヤルティー	入場券売上げ104,687,832,673円に入場券売上げに対するロイヤルティー割合10%を乗じた金額	10,468,783,267
租税公課	対象外の金額 6,921,842,413円	0
減価償却費	対象外の金額 39,969,741,769円	0
その他	(ア) 対象外の金額 779,776,098円 交際費、保険料等の費用 (イ) 入場券売上げに個別に対応している金額 260,129円 (ウ) 各売上げに共通する金額 3,875,318,968円 上記以外の金額8,500,370,627円に人件費率45.59%を乗じた金額	3,875,579,097
合計		49,565,905,226

イ 入場券1枚当たりの費用の額

上記アの「対象金額」の合計額を総入園者数24,824,951人で除した1,996円

平成16年3月期

ア 対象となる費用の額

(単価：円)

費用科目	按分計算等	対象金額
人件費	(ア) 対象外の金額 24,252,667,317円 A 商品売上げ等入場券以外の売上げに個別に対応している金額 18,543,315,603円 B 維持管理、販売促進等に係る人件費で交際費等の対象とならない金額 5,708,351,714円 (イ) 入場券売上げに個別に対応している金額 15,741,998,859円 (ウ) 各売上げに共通する金額 1,797,087,756円 上記以外の金額3,914,371,066円に人件費率45.91%(上記(ア)のA及び(イ)の合計金額に対する(イ)の金額の占める割合)を乗じた金額	17,539,086,615
営業資材費	(ア) 対象外の金額 823,070,808円 ゲーム機使用料、店舗装飾製作代等の売上げに個別に対応している金額 (イ) 入場券売上げに個別に対応している金額 93,223,800円 チケット等製作代 (ウ) 各売上げに共通する金額 4,406,991,053円 上記以外の金額9,599,196,371円に人件費率45.91%を乗じた金額	4,500,214,853
施設更新関連費	対象外の金額 11,077,702,087円	0
エンターテイメント・ショー制作費	(ア) 入場券売上げに個別に対応している金額 11,644,880,638円 (イ) 各売上げに共通する金額68,484,000円に人件費率45.91%を乗じた金額 31,441,004円	11,676,321,642
業務委託費	各売上げに共通する金額7,552,178,324円に人件費率45.91%を乗じた金額 3,467,205,068円	3,467,205,068
販促活動費	対象外の金額 7,268,527,159円	0
ロイヤルティー	入場券売上げ101,307,397,300円に入場券売上げに対するロイヤルティー割合10%を乗じた金額	10,130,739,730
租税公課	対象外の金額 5,561,943,654円	0
減価償却費	対象外の金額 39,116,195,465円	0
その他	(ア) 対象外の金額 744,239,511円 交際費、保険料等の費用 (イ)入場券売上げに個別に対応している金額 2,736,658円 (ウ) 各売上げに共通する金額 3,965,667,865円 上記以外の金額8,637,917,373円に人件費率45.91%を乗じた金額	3,968,404,523
合計		51,281,972,431

イ 入場券1枚当たりの費用の額

上記アの「対象金額」の合計額を総入園者数25,473,039人で除した2,013円



平成17年3月期

ア 対象となる費用の額

(単価：円)

費用科目	按分計算等	対象金額
人件費	(ア) 対象外の金額 23,805,261,792円 A 商品売上げ等入場券以外の売上げに個別に対応している金額 18,123,818,283円 B 維持管理、販売促進等に係る人件費で交際費等の対象とならない金額 4,681,443,509円 (イ) 入場券売上げに個別に対応している金額 14,579,791,737円 (ウ) 各売上げに共通する金額 1,785,802,074円 上記以外の金額4,005,836,866円に人件費率44.58%(上記(ア)のA及び(イ)の合計金額に対する(イ)の金額の占める割合)を乗じた金額	16,365,593,811
営業資材費	(ア) 対象外の金額 1,032,844,130円 ゲーム機使用料、店舗装飾製作代等の売上げに個別に対応している金額 (イ) 入場券売上げに個別に対応している金額 67,418,100円 チケット等製作代 (ウ) 各売上げに共通する金額 4,275,255,156円 上記以外の金額9,590,074,376円に人件費率44.58%を乗じた金額	4,342,673,256
施設更新関連費	対象外の金額 11,986,491,368円	0
エンターテイメント・ショー制作費	(ア) 入場券売上げに個別に対応している金額 13,394,123,409円 (イ) 各売上げに共通する金額69,284,000円に人件費率44.58%を乗じた金額 30,886,807円	13,425,010,216
業務委託費	(ア) 対象外の 244,704,993円 商業関連施設など他の売上げに個別に対応している金額 (イ) 各売上げに共通する金額7,630,656,181円に人件費率44.58%を乗じた金額 3,401,746,525円	3,401,746,525
販促活動費	対象外の金額 8,013,853,745円	0
ロイヤルティー	入場券売上げ100,385,673,405円に入場券売上げに対するロイヤルティー割合10%を乗じた金額	10,038,567,341
租税公課	対象外の金額 5,322,598,602円	0
減価償却費	対象外の金額 38,754,253,593円	0
その他	(ア) 対象外の金額 748,286,082円 交際費、保険料等の費用 (イ) 入場券売上げに個別に対応している金額 2,578,269円 (ウ) 各売上げに共通する金額 3,996,917,643円 上記以外の金額8,965,719,254円に人件費率44.58%を乗じた金額	3,999,495,912
合計		51,573,087,061

イ 入場券1枚当たりの費用の額

上記アの「対象金額」の合計額を総入園者数25,025,996人で除した2,060円

(別紙) 本件各処分根拠及びその適法性についての被告の主張

1 法人税に係る各更正処分及び加算税の各賦課決定処分の根拠及びその適法性

(1) 各更正処分の根拠

ア 平成11年3月期

(ア) 所得金額 274億1740万1492円

上記金額は、次のaの金額にb及びcの各金額を加算し、d及びeの各金額を控除した金額である。

a 市川税務署長が平成14年5月28日付けでした平成11年3月期の法人税に係る更正処分における所得金額 273億5825万2187円

上記金額は、市川税務署長が平成14年5月28日付けでした原告の平成11年3月期の法人税の更正処分に係る更正通知書及び加算税の賦課決定通知書(以下「平成14年5月28日付け平成11年3月期法人税通知書」という。)の「更正又は決定の金額」欄(以下「更正欄」という。)に記載された所得金額である。

b 業務委託料のうち損金の額に算入されない金額 5914万9343円

上記金額は、原告が、本件清掃業務について、Bに対する業務委託料として平成11年3月期の損金の額に算入した金額の合計額1億4098万7023円から、BがHに対する業務委託料として計上した金額の合計額8183万7680円を控除した金額であり、乙及びBに対する利益供与の額を業務委託料に仮装して支出されたものであるから、損金の額に算入されない金額である。

c 交際費等の損金不算入額 5704万3834円

上記金額は、下記dの金額のうち、措置法61条の4(平成11年法律第9号による改正前のもの)の規定により損金の額に算入されない金額である。

d 交際費等の損金算入額 5704万3834円

上記金額は、原告が本件清掃業務の税抜対価及びこれに係る消費税等の額としてBに対して平成11年3月期に支出した金額の合計額1億3582万4606円(税込み)のうち、Bが本件清掃業務の税抜対価及びこれに係る消費税等の額としてHに対して支出した金額の合計額7878万0772円(税込み)を超える金額であり、交際費等として損金の額に算入される金額である。

e 雑損の計上もれ 38円

上記金額は、平成11年3月期法人税更正処分に係る未払消費税等の額295万7462円と平成11年3月課税期間消費税等更正処分に伴い原告が新たに納付すべき消費税等の額295万7500円との差額であり、損金の額に算入される金額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額 94億5900万3345円

上記金額は、上記(ア)の所得金額(国税通則法(以下「通則法」という。)118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。)に法人税法66条(平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)に定める税率を乗じて計算した金額である。

(ウ) 法人税額の特別控除額 372万8441円

上記金額は、措置法42条の5(平成11年法律第9号による改正前のもの)の規定により同条に規定する所得に対する法人税の額から控除される金額であり、平成14年5月28日付

け平成11年3月期法人税通知書の更正欄に記載された金額と同額である。

(エ) 法人税額から控除される所得税額等 3億1264万4583円

上記金額は、法人税法68条（平成15年法律第8号による改正前のもの。以下、平成12年3月期ないし平成15年3月期について同じ。）の規定により所得に対する法人税の額から控除される金額であり、平成14年5月28日付け平成11年3月期法人税通知書の更正欄に記載された金額と同額である。

(オ) 納付すべき税額 91億4263万0300円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)及び(エ)の金額を差し引いた金額（通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

(カ) 既に納付の確定した本税額 91億2222万3900円

上記金額は、平成14年5月28日付け平成11年3月期法人税通知書の更正欄に記載された差引合計税額である。

(キ) 差引納付すべき税額 2040万6400円

上記金額は、上記(オ)の金額から上記(カ)の金額を差し引いた金額であり、平成11年3月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべき法人税額である。

#### イ 平成12年3月期

(ア) 所得金額 191億0709万3306円

上記金額は、次のaの金額にb及びcの各金額を加算し、dないしfの各金額を控除した金額である。

a 市川税務署長が平成14年5月28日付けでした平成12年3月期の法人税に係る更正処分における所得金額 190億5371万6492円

上記金額は、市川税務署長が平成14年5月28日付けでした原告の平成12年3月期の法人税の更正処分に係る更正通知書及び加算税の賦課決定通知書（以下「平成14年5月28日付け平成12年3月期法人税通知書」という。）の更正欄に記載された所得金額である。

b 業務委託料のうち損金の額に算入されない金額 5988万3256円

上記金額は、原告が、本件清掃業務について、Bに対する業務委託料として平成12年3月期の損金の額に算入した金額の合計額1億3803万4888円から、BがHに対する業務委託料として計上した金額の合計額7815万1632円を控除した金額であり、乙及びBに対する利益供与の額を業務委託料に仮装して支出されたものであるから、損金の額に算入されない金額である。

c 交際費等の損金不算入額 6257万9139円

上記金額は、下記dの金額のうち、措置法61条の4（平成13年法律第7号による改正前のもの）の規定により損金の額に算入されない金額である。

d 交際費等の損金算入額 6257万9139円

上記金額は、原告が本件清掃業務の税抜対価及びこれに係る消費税等の額としてBに対して平成12年3月期に支出した金額の合計額1億4516万5842円（税込み）のうち、Bが本件清掃業務の対価及びこれに係る消費税等の額としてHに対して支出した金額の合計額8258万6703円（税込み）を超える金額であり、交際費等として損金の額に算入される金額である。

e 雑損の計上もれ 142円

上記金額は、平成12年3月期法人税更正処分に係る未払消費税等の額299万4158円と平成12年3月課税期間消費税等更正処分に伴い原告が新たに納付すべき消費税等の額299万4300円との差額であり、損金の額に算入される金額である。

f 事業税の損金算入額 650万6300円

上記金額は、平成11年3月期法人税更正処分に伴う事業税相当額について、地方税法72条の22（平成15年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。）に規定する標準税率を乗じて計算した金額であり、損金の額に算入される金額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額 57億3212万7900円

上記金額は、上記(ア)の所得金額に法人税法66条に定める税率（ただし、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）16条1項を適用した後のもの。以下同じ。）を乗じて計算した金額である。

(ウ) 法人税額から控除される所得税額等 2億4127万7136円

上記金額は、法人税法68条の規定により所得に対する法人税の額から控除される金額であり、平成14年5月28日付け平成12年3月期法人税通知書の更正欄に記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき税額 54億9085万0700円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を差し引いた金額である。

(オ) 既に納付の確定した本税額 54億7483万7600円

上記金額は、平成14年5月28日付け平成12年3月期法人税通知書の更正欄に記載された差引合計税額である。

(カ) 差引納付すべき税額 1601万3100円

上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を差し引いた金額であり、平成12年3月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべき法人税額である。

ウ 平成13年3月期

(ア) 所得金額 155億2662万6240円

上記金額は、次のaの金額にbないしdの各金額を加算し、e及びfの各金額を控除した金額である。

a 市川税務署長が平成16年6月29日付けでした平成13年3月期の法人税に係る更正処分における所得金額 154億0395万9687円

上記金額は、平成16年6月29日付け平成13年3月期法人税通知書の更正欄に記載された所得金額である。

b 業務委託料のうち損金の額に算入されない金額 5831万7864円

上記金額は、原告が、本件清掃業務について、Bに対する業務委託料として平成13年3月期の損金の額に算入した金額の合計額1億3095万9184円から、BがHに対する業務委託料として計上した金額の合計額7264万1320円を控除した金額であり、乙及びBに対する利益供与の額を業務委託料に仮装して支出されたものであるから、損金の額に算入されない金額である。

c 交際費等の損金不算入額 1億3151万9376円

上記金額は、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。

(a) 業務委託料に係る損金不算入額 6204万6777円

上記金額は、下記eの金額のうち、措置法61条の4（平成13年法律第7号による改正前のもの）の規定により損金の額に算入されない金額である。

(b) 優待入場券に係る損金不算入額 6947万2599円

上記金額は、原告が事業関係者等に贈答した、原告の運営する遊園施設への入場及びその利用を無償とする本件優待入場券に係る原価に相当する金額であり、措置法61条の4（平成13年法律第7号による改正前のもの）の規定により損金の額に算入されない金額である。

d 雑益の計上もれ 90円

上記金額は、平成13年3月期法人税更正処分に係る未払消費税等の額291万5890円と平成13年3月課税期間消費税等更正処分に伴い原告が新たに納付すべき消費税等の額291万5800円との差額であり、益金の額に算入される金額である。

e 交際費等の損金算入額 6204万6777円

上記金額は、原告が本件清掃業務の税抜対価及びこれに係る消費税等の額としてBに対して平成13年3月期に支出した合計金額1億3827万5760円（税込み）のうち、Bが本件清掃業務の税抜対価及びこれに係る消費税等の額としてHに対して支出した合計金額7622万8983円（税込み）を超える金額であり、交際費等として損金の額に算入される金額である。

f 事業税の損金算入額 512万4000円

上記金額は、平成12年3月期法人税更正処分に伴う事業税相当額について、地方税法72条の22に規定する標準税率（ただし、平成15年法律第9号による改正前の地方税法附則40条10項を適用した後のもの。以下同じ。）を乗じて計算した金額であり、損金の額に算入される金額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額 46億5798万7800円

上記金額は、上記(ア)の所得金額（通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に法人税法66条（ただし、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）16条1項を適用した後のもの。以下同じ。）に定める税率を乗じて計算した金額である。

(ウ) 法人税額から控除される所得税額等 1億8059万6130円

上記金額は、法人税法68条（平成15年法律第8号による改正前のもの。以下、平成14年3月期及び平成15年3月期について同じ。）の規定により所得に対する法人税の額から控除される金額であり、平成16年6月29日付け平成13年3月期法人税通知書の更正欄に記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき税額 44億7739万1600円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を差し引いた金額（通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

(オ) 既に納付の確定した本税額 44億4059万1500円

上記金額は、平成16年6月29日付け平成13年3月期法人税通知書の更正欄に記載された差引合計税額である。

(カ) 差引納付すべき税額 3680万0100円

上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を差し引いた金額であり、平成13年3月

期法人税更正処分により原告が新たに納付すべき法人税額である。

エ 平成14年3月期

(ア) 所得金額 252億8102万5753円

上記金額は、次のaの金額にbないしdの各金額を加算し、e及びfの各金額を控除した金額である。

a 市川税務署長が平成16年6月29日付けでした平成14年3月期の法人税に係る更正処分における所得金額 251億8363万2826円

上記金額は、平成16年6月29日付け平成14年3月期法人税通知書に記載された所得金額である。

b 業務委託料のうち損金の額に算入されない金額 5311万6123円

上記金額は、原告が、本件清掃業務について、Bに対する業務委託料として平成14年3月期の損金の額に算入した金額の合計額1億2326万7695円から、BがHに対する業務委託料として計上した金額の合計額7015万1572円を控除した金額であり、乙及びBに対する利益供与の額を業務委託料に仮装して支出されたものであるから、損金の額に算入されない金額である。

c 交際費等の損金不算入額 1億1191万8871円

上記金額は、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。

(a) 業務委託料に係る損金不算入額 5586万6268円

上記金額は、下記eの金額のうち、措置法61条の4（平成14年法律第15号による改正前のもの）の規定により損金の額に算入されない金額である。

(b) 優待入場券に係る損金不算入額 5605万2603円

上記金額は、原告が事業関連者等に贈答した、原告の運営する遊園施設への入場及びその利用を無償とする優待入場券に係る原価に相当する金額であり、措置法61条の4（平成14年法律第15号による改正前のもの）の規定により損金の額に算入されない金額である。

d 雑益の計上もれ 101円

上記金額は、平成14年3月期法人税更正処分に係る未払消費税等の額265万5801円と平成14年3月課税期間消費税等更正処分に伴い原告が新たに納付すべき消費税等の額265万5700円との差額であり、益金の額に算入される金額である。

e 交際費等の損金算入額 5586万6268円

上記金額は、原告が本件清掃業務の税抜対価及びこれに係る消費税等の額としてBに対して平成14年3月期に支出した合計金額1億3017万5292円（税込み）のうち、Bが本件清掃業務の税抜対価及びこれに係る消費税等の額としてHに対して支出した合計金額7430万9024円（税込み）を超える金額であり、交際費等として損金の額に算入される金額である。

f 事業税の損金算入額 1177万5900円

上記金額は、平成13年3月期法人税更正処分に伴う事業税相当額について、地方税法72条の22に規定する標準税率を乗じて計算した金額であり、損金の額に算入される金額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額 75億8430万7500円

上記金額は、上記(ア)の所得金額に法人税法66条に定める税率を乗じて計算した金額である。

(ウ) 法人税額から控除される所得税額等 1億6275万4116円

上記金額は、法人税法68条の規定により所得に対する法人税の額から控除される金額であり、平成16年6月29日付け平成14年3月期法人税通知書の更正欄に記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき税額 74億2155万3300円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を差し引いた金額である。

(オ) 既に納付の確定した本税額 73億9233万5400円

上記金額は、平成16年6月29日付け平成14年3月期法人税通知書の更正欄に記載された差引合計税額である。

(カ) 差引納付すべき税額 2921万7900円

上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を差し引いた金額であり、平成14年3月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべき法人税額である。

オ 平成15年3月期

(ア) 所得金額 272億8279万4086円

上記金額は、次のaの金額にbないしdの各金額を加算し、e及びfの各金額を控除した金額である。

a 市川税務署長が平成16年6月29日付けでした平成15年3月期の法人税に係る更正処分における所得金額

271億7283万3450円

上記金額は、平成16年6月29日付け平成15年3月期法人税通知書の更正欄に記載された所得金額である。

b 業務委託料のうち損金の額に算入されない金額

5129万2234円

上記金額は、原告が、本件清掃業務について、Bに対する業務委託料として平成15年3月期の損金の額に算入した金額の合計額1億1964万5750円から、BがHに対する業務委託料として計上した金額の合計額6835万3516円を控除した金額であり、乙及びBに対する利益供与の額を業務委託料に仮装して支出されたものであるから、損金の額に算入されない金額である。

c 交際費等の損金不算入額 1億2231万3985円

上記金額は、次の(a)及び(b)の各金額を加算した金額である。

(a) 業務委託料に係る損金不算入額 5429万5993円

上記金額は、下記eの金額のうち、措置法61条の4(平成15年法律第8号による改正前のもの)の規定により損金の額に算入されない金額である。

(b) 優待入場券に係る損金不算入額 6801万7992円

上記金額は、原告が事業関連者等に贈答した、原告の運営する遊園施設への入場及びその利用を無償とする優待入場券に係る原価に相当する金額であり、措置法61条の4(平成15年法律第8号による改正前のもの)の規定により損金の額に算入されない金額である。

d 雑益の計上 10円

上記金額は、平成15年3月期法人税更正処分に係る未払消費税等の額256万4610円と平成15年3月課税期間消費税等更正処分に伴い原告が新たに納付すべき消費税等の額256万4600円との差額であり、益金の額に算入される金額である。

e 交際費等の損金算入額 5429万5993円

上記金額は、原告が本件清掃業務の税抜対価及びこれに係る消費税等の額としてBに対して当期に支出した合計金額1億2562万9242円（税込み）のうち、Bが本件清掃業務の税抜対価及びこれに係る消費税等の額としてHに対して支出した合計金額7133万3249円（税込み）を超える金額であり、交際費等として損金の額に算入される金額である。

f 事業税の損金算入額 934万9600円

上記金額は、平成14年3月期法人税更正処分に伴う事業税相当額について、地方税法72条の22に規定する標準税率を乗じて計算した金額であり、損金の額に算入される金額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額 81億8483万8200円

上記金額は、上記(ア)の所得金額に法人税法66条に定める税率を乗じて計算した金額である。

(ウ) 法人税額から控除される所得税額等 1億5271万3105円

上記金額は、法人税法68条の規定により所得に対する法人税の額から控除される金額であり、平成16年6月29日付け平成15年3月期法人税通知書の更正欄に記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき税額 80億3212万5000円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を差し引いた金額である。

(オ) 既に納付の確定した本税額 79億9913万6700円

上記金額は、平成16年6月29日付け平成15年3月期法人税通知書の更正欄に記載された差引合計税額である。

(カ) 差引納付すべき税額 3298万8300円

上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を差し引いた金額であり、平成15年3月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべき法人税額である。

カ 平成16年3月期

(ア) 所得金額 265億6271万9989円

上記金額は、次のaの金額にb及びcの各金額を加算し、dないしfの各金額を控除した金額である。

a 申告所得金額 264億5663万6216円

上記金額は、平成16年3月期法人税確定申告書に記載された所得金額である。

b 業務委託料のうち損金の額に算入されない金額 4610万3516円

上記金額は、原告が、本件清掃業務について、Bに対する業務委託料として平成16年3月期の損金の額に算入した金額の合計額1億1285万円から、BがHに対する業務委託料として計上した金額の合計額6674万6484円を控除した金額であり、乙及びBに対する利益供与の額を業務委託料に仮装して支出されたものであるから、損金の額に算入されない金額である。



- c 交際費等の損金不算入額 1億1907万5853円  
 上記金額は、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。
- (a) 業務委託料に係る損金不算入額 4853万9473円  
 上記金額は、下記dの金額のうち、措置法61条の4の規定により損金の額に算入されない金額である。
- (b) 優待入場券に係る損金不算入額 7053万6380円  
 上記金額は、原告が事業関連者等に贈答した、原告の運営する遊園施設への入場及びその利用を無償とする優待入場券に係る原価に相当する金額であり、措置法61条の4の規定により損金の額に算入されない金額である。
- d 交際費等の損金算入額 4853万9473円  
 上記金額は、原告が本件清掃業務の税抜対価及びこれに係る消費税等の額としてBに対して当期に支出した合計金額1億1951万1000円(税込み)のうち、Bが本件清掃業務の税抜対価及びこれに係る消費税等の額としてHに対して支出した合計金額7097万1527円(税込み)を超える金額であり、交際費等として損金の額に算入される金額である。
- e 雑損の計上もれ 23円  
 上記金額は、平成16年3月期法人税更正処分に係る未払消費税等の額230万5177円と平成16年3月課税期間消費税等更正処分に伴い原告が新たに納付すべき消費税等の額230万5200円との差額であり、損金の額に算入される金額である。
- f 事業税の損金算入額 1055万6100円  
 上記金額は、平成15年3月期法人税更正処分に伴う事業税相当額について、地方税法72条の2に規定する標準税率を乗じて計算した金額であり、損金の額に算入される金額である。
- (イ) 所得金額に対する法人税額 79億6881万5700円  
 上記金額は、上記(ア)の所得金額に法人税法66条に定める税率を乗じて計算した金額である。
- (ウ) 法人税額の特別控除額 1億2589万3892円  
 上記金額は、措置法42条の11(平成17年法律第21号による改正前のもの)の規定により同条に規定する所得に対する法人税の額から控除される金額であり、平成16年3月期法人税確定申告書に記載された金額と同額である。
- (エ) 法人税額から控除される所得税額等 7億2363万2223円  
 上記金額は、法人税法68条(平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)の規定により所得に対する法人税の額から控除される金額であり、平成16年3月期法人税確定申告書に記載された金額と同額である。
- (オ) 納付すべき税額 71億1928万9500円  
 上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)及び上記(エ)の金額を差し引いた金額である。
- (カ) 既に納付の確定した本税額 70億8746万4600円  
 上記金額は、平成16年3月期法人税確定申告書の提出により納付の確定した法人税額である。
- (キ) 差引納付すべき税額 3182万4900円  
 上記金額は、上記(オ)の金額から上記(カ)の金額を差し引いた金額であり、平成16年3月

期法人税更正処分により原告が新たに納付すべき法人税額である。

キ 平成17年3月期

(ア) 所得金額 227億7207万6828円

上記金額は、次のaの金額にbないしeの各金額を加算し、f及びgの各金額を控除した金額である。

a 申告所得金額 226億5490万6942円

上記金額は、平成17年3月期法人税確定申告書に記載された所得金額である。

b 業務委託料のうち損金の額に算入されない金額 4238万4852円

上記金額は、原告が、本件清掃業務について、Bに対する業務委託料として平成17年3月期の損金の額に算入した金額の合計額1億0800万円から、BがHに対する業務委託料として計上した金額の合計額6561万5148円を控除した金額であり、乙及びBに対する利益供与の額を業務委託料に仮装して支出されたものであるから、損金の額に算入されない金額である。

c 交際費等の損金不算入額 1億0855万0016円

上記金額は、次の(a)及び(b)の各金額の合計額である。

(a) 業務委託料に係る損金不算入額 4450万4096円

上記金額は、下記fの金額のうち、措置法61条の4の規定により損金の額に算入されない金額である。

(b) 優待入場券に係る損金不算入額 6404万5920円

上記金額は、原告が事業関連者等に贈答した、原告の運営する遊園施設への入場及びその利用を無償とする優待入場券に係る原価に相当する金額であり、措置法61条の4の規定により損金の額に算入されない金額である。

d 売上原価のうち損金の額に算入されない金額 2092万2960円

上記金額は、原告が、売上原価（販売促進費）として損金の額に算入した原告の運営する遊園施設の来場者に配布する来場者記念コイン67万個の購入費用の額8040万円のうち、平成17年3月期末において未使用の17万4358個（貯蔵品として資産に計上すべきもの）に係る金額であり、平成17年3月期の損金の額に算入されない金額である。

e 雑益の計上もれ 54円

上記金額は、平成17年3月期法人税更正処分に係る未払消費税等の額1297万0154円と平成17年3月課税期間消費税等更正処分に伴い原告が新たに納付すべきこととなる消費税等の額1297万0100円との差額であり、益金の額に算入される金額である。

f 交際費等の損金算入額 4450万4096円

上記金額は、原告が本件清掃業務の税抜対価及びこれに係る消費税等の額としてBに対して平成17年3月期に支出した合計金額1億1340万円（税込み）のうち、Bが本件清掃業務の税抜対価及びこれに係る消費税等の額としてHに対して支出した合計金額6889万5904円（税込み）を超える金額であり、交際費等として損金の額に算入される金額である。

g 事業税の損金算入額 1018万3900円

上記金額は、平成16年3月期法人税更正処分に伴う事業税相当額について、地方税法72条の22に規定する標準税率を乗じて計算した金額であり、損金の額に算入される金額で

ある。

(イ) 所得金額に対する法人税額 68億3162万2800円

上記金額は、上記(ア)の所得金額に法人税法66条に定める税率を乗じて計算した金額である。

(ウ) 法人税額の特別控除額 6134万2387円

上記金額は、措置法42条の11(平成17年法律第21号による改正前のもの)の規定により同条に規定する所得に対する法人税の額から控除される金額であり、平成17年3月期法人税確定申告書に記載された金額6332万7887円から、控除対象資産の一部を二重に対象としていたことによる過大計上額198万5500円を差し引いた金額である。

(エ) 法人税額から控除される所得税額等 10億9553万1917円

上記金額は、法人税法68条の規定により所得に対する法人税の額から控除される金額であり、平成17年3月期法人税確定申告書に記載された金額と同額である。

(オ) 納付すべき税額 56億7474万8400円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)及び上記(エ)の金額を差し引いた金額である。

(カ) 既に納付の確定した本税額 56億3761万1900円

上記金額は、平成17年3月期法人税確定申告書の提出により納付の確定した法人税額である。

(キ) 差引納付すべき税額 3713万6500円

上記金額は、上記(オ)の金額から上記(カ)の金額を差し引いた金額であり、平成17年3月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべき法人税額である。

(2) 各更正処分の適法性

ア 被告が、本訴において主張する原告の本件各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額は、上記(1)で述べたとおり、それぞれ次のとおりである。

(ア) 所得金額

平成11年3月期	274億1740万1492円
平成12年3月期	191億0709万3306円
平成13年3月期	155億2662万6240円
平成14年3月期	252億8102万5753円
平成15年3月期	272億8279万4086円
平成16年3月期	265億6271万9989円
平成17年3月期	227億7207万6828円

(イ) 納付すべき税額

平成11年3月期	91億4263万0300円
平成12年3月期	54億9085万0700円
平成13年3月期	44億7739万1600円
平成14年3月期	74億2155万3300円
平成15年3月期	80億3212万5000円
平成16年3月期	71億1928万9500円
平成17年3月期	56億7474万8400円

イ 本件各事業年度の法人税に係る各更正処分における所得金額及び納付すべき税額(ただし、裁

決による一部取消し後のもの。以下同じ。)は、それぞれ次のとおりである。

(ア) 所得金額

平成11年3月期	274億1740万1492円
平成12年3月期	191億0709万3306円
平成13年3月期	155億2636万6043円
平成14年3月期	252億8091万1388円
平成15年3月期	272億8263万5126円
平成16年3月期	265億6249万0856円
平成17年3月期	227億7197万4708円

(イ) 納付すべき税額

平成11年3月期	91億4263万0300円
平成12年3月期	54億9085万0700円
平成13年3月期	44億7731万3600円
平成14年3月期	74億2151万9100円
平成15年3月期	80億3207万7300円
平成16年3月期	71億1922万0800円
平成17年3月期	56億7471万7800円

ウ 被告が、本訴において主張する原告の本件各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額は、上記アのとおりであり、上記イの本件各事業年度の法人税に係る更正処分における所得金額及び納付すべき税額は、それぞれ、上記アの各金額の範囲内である。

したがって、本件各事業年度の法人税に係る各更正処分は、いずれも適法である。

(3) 加算税の各賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、各更正処分はいずれも適法であるところ、各更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項にいう正当な理由があるとは認められない。

したがって、原告が、各更正処分により新たに納付すべき税額を基礎として、次のとおり計算して行った各賦課決定処分は、いずれも適法である。

ア 平成11年3月期

原告は、上記(1)ア(ア) bのとおり、平成11年3月期の法人税の課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき平成11年3月期の法人税の確定申告書を提出していたことから、通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

したがって、平成11年3月期の法人税に係る重加算税の額は、上記仮装に係る税額2040万6400円を基礎として、通則法68条1項を適用し、2040万円(通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に100分の35の割合を乗じて算出した金額714万円となる。

イ 平成12年3月期

原告は、上記(1)イ(ア) bのとおり、平成12年3月期の法人税の課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき平成12年3月期の法人税の

確定申告書を提出していたことから、通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

したがって、平成12年3月期の法人税に係る重加算税の額は、上記仮装に係る税額1601万3100円を基礎として、通則法68条1項を適用し、1601万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の35の割合を乗じて算出した金額560万3500円となる。

ウ 平成13年3月期

(ア) 重加算税

612万1500円

原告は、上記(1)ウ(ア) bのとおり、平成13年3月期の法人税の課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき平成13年3月期の法人税の確定申告書を提出していたことから、通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

したがって、平成13年3月期の法人税に係る重加算税の額は、上記仮装に係る税額1749万5100円を基礎として、通則法68条1項を適用し、1749万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の35の割合を乗じて算出した金額612万1500円となる。

(イ) 過少申告加算税

192万2000円

平成13年3月期法人税更正処分に伴って賦課されるべき過少申告加算税の額は、平成13年3月期法人税更正処分にに基づき新たに納付すべき税額3672万2100円から、上記(ア)のとおり過少申告加算税に代えて重加算税が課されることとなる税額1749万5100円を控除した1922万7000円を基礎として、通則法65条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）の規定を適用し、1922万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に対して100分の10の割合を乗じて算出した金額192万2000円となる。

エ 平成14年3月期

(ア) 重加算税

557万5500円

原告は、上記(1)エ(ア) bのとおり、平成14年3月期の法人税の課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき平成14年3月期の法人税の確定申告書を提出していたことから、通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

したがって、平成14年3月期の法人税に係る重加算税の額は、上記仮装に係る税額1593万4800円を基礎として、通則法68条1項を適用し、1593万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の35の割合を乗じて算出した金額557万5500円となる。

(イ) 過少申告加算税

132万4000円

平成14年3月期法人税更正処分に伴って賦課されるべき過少申告加算税の額は、平成14年3月期法人税更正処分にに基づき新たに納付すべき税額2918万3700円から、上記(ア)

のとおり過少申告加算税に代えて重加算税が課されることとなる税額1593万4800円を控除した1324万8900円を基礎として、通則法65条1項の規定を適用し、1324万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に対して100分の10の割合を乗じて算出した金額132万4000円となる。

オ 平成15年3月期

(ア) 重加算税 538万3000円

原告は、上記(1)オ(ア) bのとおり、平成15年3月期の法人税の課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき平成15年3月期の法人税の確定申告書を提出していたことから、通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

したがって、平成15年3月期の法人税に係る重加算税の額は、上記仮装に係る税額1538万7900円を基礎として、通則法68条1項を適用し、1538万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の35の割合を乗じて算出した金額538万3000円となる。

(イ) 過少申告加算税 175万5000円

平成15年3月期法人税更正処分に伴って賦課されるべき過少申告加算税の額は、平成15年3月期法人税更正処分にに基づき新たに納付すべき税額3294万0600円から、上記(ア)のとおり過少申告加算税に代えて重加算税が課されることとなる税額1538万7900円を控除した1755万2700円を基礎として、通則法65条1項の規定を適用し、1755万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に対して100分の10の割合を乗じて算出した金額175万5000円となる。

カ 平成16年3月期

(ア) 重加算税 484万0500円

原告は、上記(1)カ(ア) bのとおり、平成16年3月期の法人税の課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき平成16年3月期法人税確定申告書を提出していたことから、通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

したがって、平成16年3月期の法人税に係る重加算税の額は、上記仮装に係る税額1383万1200円を基礎として、通則法68条1項を適用し、1383万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の35の割合を乗じて算出した金額484万0500円となる。

(イ) 過少申告加算税 179万2000円

平成16年3月期法人税更正処分に伴って賦課されるべき過少申告加算税の額は、平成16年3月期法人税更正処分にに基づき新たに納付すべき税額3175万6200円から、上記(ア)のとおり過少申告加算税に代えて重加算税が課されることとなる税額1383万1200円を控除した1792万5000円を基礎として、通則法65条1項の規定を適用し、1792万円（通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に対して100分の10の割合を乗じて算出した金額179万2000円となる。

キ 平成17年3月期

(ア) 重加算税 444万8500円

原告は、上記(1)キ(ア)bのとおり、平成17年3月期の法人税の課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき平成17年3月期法人税確定申告書を提出していたことから、通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

したがって、平成17年3月期の法人税に係る重加算税の額は、上記仮装に係る税額1271万5500円を基礎として、通則法68条1項を適用し、1271万円(通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に100分の35の割合を乗じて算出した金額444万8500円となる。

(イ) 過少申告加算税 243万9000円

平成17年3月期法人税更正処分に伴って賦課されるべき過少申告加算税の額は、平成17年3月期法人税更正処分にに基づき新たに納付すべき税額3710万5900円から、上記(ア)のとおり過少申告加算税に代えて重加算税が課されることとなる税額1271万5500円を控除した2439万0400円を基礎として、通則法65条1項の規定を適用し、2439万円(通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に対して100分の10の割合を乗じて算出した金額243万9000円となる。

2 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る各更正処分及び加算税の各賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 各更正処分の根拠

ア 平成11年3月課税期間

(ア) 課税標準額 1853億3680万3000円

上記金額は、市川税務署長が平成12年3月28日付けでした原告の平成11年3月課税期間の消費税等の更正処分に係る更正通知書及び加算税の賦課決定通知書(以下「平成12年3月28日付け平成11年3月課税期間消費税等通知書」という。)の「課税標準額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 74億1027万1590円

上記金額は、上記(ア)の金額のうち、1850億1675万円に税率100分の4(消費税法29条)を乗じて算出した金額74億0067万円と3億2005万3000円に税率100分の3(平成6年法律第109号による改正前の消費税法29条(以下「旧消費税法29条」という。))を乗じて算出した金額960万1590円との合計額であり、平成12年3月28日付け平成11年3月課税期間消費税等通知書の「消費税額」欄に記載された金額と同額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 41億1584万5520円

上記金額は、消費税法30条(平成12年法律第26号による改正前のもの)の規定に基づき算出した金額で、次のaないしcの金額の合計額である。

a 税率3パーセント適用分に係る控除対象仕入税額 2180万9746円

上記金額は、市川税務署長が平成12年3月28日付けでした平成11年3月課税期間の消費税等の各更正処分(以下「平成12年3月28日付け平成11年3月課税期間消費税等

更正処分」という。)のうち税率3パーセント適用分に係る控除対象仕入税額と同額である。

b 税率4パーセント適用分に係る控除対象仕入税額 39億9087万6114円

上記金額は、次の(a)の金額から(b)の金額を差し引いた金額1047億6049万7990円(課税仕入れに係る支払対価の額)に105分の4を乗じて算出した金額である。

(a) 平成12年3月28日付け平成11年3月課税期間消費税等更正処分の課税仕入れに係る支払対価の額 1048億2260万4795円

上記金額は、平成12年3月28日付け平成11年3月課税期間消費税等更正処分の課税仕入れに係る支払対価の額と同額である。

(b) 課税仕入れに係る支払対価の額の過大額 6210万6805円

上記金額は、原告が平成11年3月課税期間の課税仕入れに係る支払対価とした金額のうち、上記1(1)ア(ア)bにおいて述べた業務委託料に仮装された金額5914万9343円及び当該金額に係る消費税等の額295万7462円の合計額であり、消費税法30条1項に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に該当しない金額である。

c 課税貨物に係る消費税額 1億0315万9660円

上記金額は、平成11年3月課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額の合計額である。

(エ) 差引税額 32億9442万6000円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した金額(通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。)である。

(オ) 既に納付の確定した消費税額 32億9206万0000円

上記金額は、平成12年3月28日付け平成11年3月課税期間消費税等通知書に記載された差引税額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額 236万6000円

上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を控除した金額であり、平成11年3月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税額である。

(キ) 地方消費税の課税標準額 33億0663万4200円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び72条の82の規定に基づき、上記(イ)のうち「4%分」の消費税額74億0067万円から上記(ウ)のb及びcの合計額40億9403万5774円を控除した金額である。

(ク) 譲渡割額 8億2665万8500円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(キ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)である。

(ケ) 既確定譲渡割額 8億2606万7000円

上記金額は、平成12年3月28日付け平成11年3月課税期間消費税等通知書に記載された譲渡割額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 59万1500円

上記金額は、上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を控除した金額である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の額 295万7500円

上記金額は、上記(カ)の金額と上記(コ)の金額の合計金額であり、平成11年3月課税期間



消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税額と譲渡割額の合計額である。

イ 平成12年3月課税期間

(ア) 課税標準額 1710億9544万1000円

上記金額は、原告が平成12年5月31日に市川税務署長に提出した平成12年3月課税期間の消費税等の確定申告書（以下「平成12年3月課税期間消費税等確定申告書」という。）の「課税標準額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 68億4208万8710円

上記金額は、上記(ア)の金額のうち、1709億2254万8000円に税率100分の4（消費税法29条）を乗じて算出した金額68億3690万1920円と1億7289万3000円に税率100分の3（旧消費税法29条）を乗じて算出した金額518万6790円との合計額であり、平成12年3月課税期間消費税等確定申告書の「消費税額」欄に記載された金額と同額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 49億8607万9693円

上記金額は、消費税法30条（平成12年法律第26号による改正前のもの）の規定に基づき算出した金額で、次のaないしcの金額の合計額である。

a 税率3パーセント適用分に係る控除対象仕入税額 3117万3783円

上記金額は、平成12年3月課税期間消費税等確定申告書の付表1に記載された税率3パーセント適用分に係る控除対象仕入税額と同額である。

b 税率4パーセント適用分に係る控除対象仕入税額 43億5794万4214円

上記金額は、次の(a)の金額から(b)の金額を差し引いた金額1143億9603万5633円（課税仕入れに係る支払対価の額）に105分の4を乗じて算出した金額である。

(a) 平成12年3月課税期間消費税等確定申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額 1144億5891万3047円

上記金額は、平成12年3月課税期間消費税等確定申告書の付表2-(2)の「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）」欄に記載された金額と同額である。

(b) 課税仕入れに係る支払対価の額の過大額 6287万7414円

上記金額は、原告が平成12年3月課税期間の課税仕入れに係る支払対価とした金額のうち、上記1(1)イ(ア)bにおいて述べた業務委託料に仮装された金額5988万3256円及び当該金額に係る消費税等の額299万4158円の合計額であり、消費税法30条1項に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に該当しない金額である。

c 課税貨物に係る消費税額 5億9696万1696円

上記金額は、平成12年3月課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額の合計額である。

(エ) 差引税額 18億5600万9000円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した金額である。

(オ) 既に納付の確定した消費税額 18億5361万3600円

上記金額は、平成12年3月課税期間消費税等確定申告書に記載された差引税額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額 239万5400円

上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を控除した金額であり、平成12年3月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税額である。

- (キ) 地方消費税の課税標準額 18億8199万6000円  
 上記金額は、地方税法72条の77第2号及び72条の82の規定に基づき、上記(イ)の「4%分」の消費税額68億3690万1920円から上記(ウ)のb及びcの合計額49億5490万5910円を控除した金額である。
- (ク) 譲渡割額 4億7049万9000円  
 上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(キ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額である。
- (ケ) 既確定譲渡割額 4億6990万0100円  
 上記金額は、平成12年3月課税期間消費税等確定申告書に記載された譲渡割額である。
- (コ) 差引納付すべき譲渡割額 59万8900円  
 上記金額は、上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を控除した金額である。
- (サ) 差引納付すべき消費税等の額 299万4300円  
 上記金額は、上記(カ)の金額と上記(コ)の金額の合計金額であり、平成12年3月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税額と譲渡割額の合計額である。

ウ 平成13年3月課税期間

- (ア) 課税標準額 1814億7789万3000円  
 上記金額は、市川税務署長が平成14年5月28日付けでした原告の平成13年3月課税期間の消費税等の更正処分に係る更正通知書及び加算税の賦課決定通知書（以下「平成14年5月28日付け平成13年3月課税期間消費税等通知書」という。）の「課税標準額」欄に記載された金額と同額である。
- (イ) 課税標準額に対する消費税額 72億5818万5420円  
 上記金額は、上記(ア)の金額のうち1813億8486万3000円に、税率100分の4（消費税法29条）を乗じて算出した金額72億5539万4520円と9303万円に税率100分の3（旧消費税法29条）を乗じて算出した金額279万0900円との合計額であり、平成14年5月28日付け平成13年3月課税期間消費税等通知書の「消費税額」欄に記載された金額と同額である。
- (ウ) 控除対象仕入税額 82億5700万5188円  
 上記金額は、消費税法30条の規定に基づき算出した金額で、次のaないしcの金額の合計額である。
- a 税率3パーセント適用分に係る控除対象仕入税額 3065万3640円  
 上記金額は、市川税務署長が平成14年5月28日付けでした平成13年3月課税期間の消費税等の各更正処分（以下「平成14年5月28日付け平成13年3月課税期間消費税等更正処分」という。）の税率3パーセント適用分に係る控除対象仕入税額と同額である。
- b 税率4パーセント適用分に係る控除対象仕入税額 66億3638万7583円  
 上記金額は、次の(a)の金額から(b)の金額を差し引いた金額1742億0517万4068円（課税仕入れに係る支払対価の額）に105分の4を乗じて算出した金額である。
- (a) 平成14年5月28日付け平成13年3月課税期間消費税等更正処分の課税仕入れに係る支払対価の額 1742億6640万7822円  
 上記金額は、平成14年5月28日付け平成13年3月課税期間消費税等更正処分の課税仕入れに係る支払対価の額と同額である。

(b) 課税仕入れに係る支払対価の額の過大額 6 1 2 3 万 3 7 5 4 円

上記金額は、原告が平成13年3月課税期間の課税仕入れに係る支払対価とした金額のうち、上記1(1)ウ(ア) bにおいて述べた業務委託料に仮装された金額5831万7864円及び当該金額に係る消費税等の額291万5890円の合計額であり、消費税法30条1項に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に該当しない金額である。

c 課税貨物に係る消費税額 1 5 億 8 9 9 6 万 3 9 6 5 円

上記金額は、平成13年3月課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額の合計額である。

(エ) 控除不足還付税額 9 億 9 8 8 1 万 9 7 6 8 円

上記金額は、上記(ウ)の金額から上記(イ)の金額を控除した金額である。

(オ) 既に納付の確定した消費税額 △ 1 0 億 0 1 1 5 万 2 4 8 2 円

上記金額は、平成14年5月28日付け平成13年3月課税期間消費税等通知書に記載された控除不足還付税額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額 2 3 3 万 2 7 0 0 円

上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を控除した金額であり、平成13年3月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税額である。

(キ) 地方消費税の課税標準額 9 億 7 0 9 5 万 7 0 2 8 円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び72条の82の規定に基づき、上記(ウ)のb及びcの合計額82億2635万1548円から上記(イ)の「4%分」の消費税額72億5539万4520円を控除した金額である。

(ク) 譲渡割額(還付額) 2 億 4 2 7 3 万 9 2 5 7 円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(キ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額である。

(ケ) 既確定譲渡割額 △ 2 億 4 3 3 2 万 2 4 3 6 円

上記金額は、平成14年5月28日付け平成13年3月課税期間消費税等通知書に記載された譲渡割額(還付額)である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 5 8 万 3 1 0 0 円

上記金額は、上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を控除した金額である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の額 2 9 1 万 5 8 0 0 円

上記金額は、上記(カ)の金額と上記(コ)の金額の合計金額であり、平成13年3月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税額と譲渡割額の合計額である。

#### エ 平成14年3月課税期間

(ア) 課税標準額 2 6 2 4 億 1 3 4 4 万 1 0 0 0 円

上記金額は、原告が平成14年5月31日に市川税務署長に提出した平成14年3月課税期間の消費税等の確定申告書(以下「平成14年3月課税期間消費税等確定申告書」という。)の「課税標準額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 1 0 4 億 9 6 5 3 万 7 6 4 0 円

上記金額は、上記(ア)の金額に、税率100分の4(消費税法29条)を乗じて算出した金額であり、平成14年3月課税期間消費税等確定申告書の「消費税額」欄に記載された金額と同額である。

- (ウ) 控除対象仕入税額 146億5480万5411円  
 上記金額は、消費税法30条の規定に基づき算出した金額で、次のaないしcの金額の合計額である。
- a 税率3パーセント適用分に係る控除対象仕入税額 7500円  
 上記金額は、平成14年3月課税期間消費税等確定申告書の付表1に記載された税率3パーセント適用分に係る控除対象仕入税額と同額である。
- b 税率4パーセント適用分に係る控除対象仕入税額 138億6490万3545円  
 上記金額は、次の(a)の金額から(b)の金額を差し引いた金額3639億5371万8063円(課税仕入れに係る支払対価の額)に105分の4を乗じて算出した金額である。
- (a) 平成14年3月課税期間消費税等確定申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額 3640億0948万9987円  
 上記金額は、平成14年3月課税期間消費税等確定申告書の付表2-(2)の「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)欄」に記載された金額と同額である。
- (b) 課税仕入れに係る支払対価の額の過大額 5577万1924円  
 上記金額は、原告が平成14年3月課税期間の課税仕入れに係る支払対価とした金額のうち、上記1(1)エ(ア)bにおいて述べた業務委託料に仮装された金額5311万6123円及び当該金額に係る消費税等の額265万5801円の合計額であり消費税法30条1項に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に該当しない金額である。
- c 課税貨物に係る消費税額 7億8989万4366円  
 上記金額は、平成14年3月課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額の合計額である。
- (エ) 控除不足還付税額 41億5826万7771円  
 上記金額は、上記(ウ)の金額から上記(イ)の金額を控除した金額である。
- (オ) 既に納付の確定した消費税額 △41億6039万2415円  
 上記金額は、平成14年3月課税期間消費税等確定申告書に記載された控除不足還付税額である。
- (カ) 差引納付すべき消費税額 212万4600円  
 上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を控除した金額であり、平成14年3月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税額である。
- (キ) 地方消費税の課税標準額 41億5826万0271円  
 上記金額は、地方税法72条の77第2号及び72条の82の規定に基づき、上記(ウ)のb及びcの合計額146億5479万7911円から上記(イ)の金額を控除した金額である。
- (ク) 譲渡割額(還付額) 10億3956万5067円  
 上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(キ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額である。
- (ケ) 既確定譲渡割額 △10億4009万6229円  
 上記金額は、平成14年3月課税期間消費税等確定申告書に記載された譲渡割額(還付額)である。
- (コ) 差引納付すべき譲渡割額 53万1100円  
 上記金額は、上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を控除した金額である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の額 265万5700円

上記金額は、上記(カ)の金額と上記(コ)の金額の合計金額であり、平成14年3月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税額と譲渡割額の合計額である。

オ 平成15年3月課税期間

(ア) 課税標準額 2758億3907万6000円

上記金額は、市川税務署長が平成16年6月29日付けでした原告の平成15年3月課税期間の消費税等の更正処分に係る更正通知書及び加算税の賦課決定通知書（以下「平成16年6月29日付け平成15年3月課税期間消費税等通知書」という。）の「課税標準額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 110億3356万3040円

上記金額は、上記(ア)の金額に、税率100分の4（消費税法29条）を乗じて算出した金額であり、平成16年6月29日付け平成15年3月課税期間消費税等通知書の「消費税額」欄に記載された金額と同額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 51億1524万7134円

上記金額は、消費税法30条の規定に基づき算出した金額で、次のa及びbの金額の合計額である。

a 税率4パーセント適用分に係る控除対象仕入税額 50億5903万3566円

上記金額は、次の(a)の金額から(b)の金額を差し引いた金額1327億9963万1111円（課税仕入れに係る支払対価の額）に105分の4を乗じて算出した金額である。

(a) 市川税務署長が平成16年6月29日付けでした平成15年3月課税期間の消費税等の各更正処分（以下「平成16年6月29日付け平成15年3月課税期間消費税等更正処分」という。）の課税仕入れに係る支払対価の額 1328億5348万7955円

上記金額は、平成16年6月29日付け平成15年3月課税期間消費税等更正処分の課税仕入れに係る支払対価の額と同額である。

(b) 課税仕入れに係る支払対価の額の過大額 5385万6844円

上記金額は、原告が平成15年3月課税期間の課税仕入れに係る支払対価とした金額のうち、上記1(1)オ(ア)bにおいて述べた業務委託料に仮装された金額5129万2234円及び当該金額に係る消費税等の額256万4610円の合計額であり、消費税法30条1項に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に該当しない金額である。

b 課税貨物に係る消費税額 5621万3568円

上記金額は、平成15年3月課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額の合計額である。

(エ) 差引税額 59億1831万5900円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した金額である。

(オ) 既に納付の確定した消費税額 59億1626万4200円

上記金額は、平成16年6月29日付け平成15年3月課税期間消費税等通知書に記載された差引税額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額 205万1700円

上記該金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を控除した金額であり、平成15年3月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税額である。

(キ) 地方消費税の課税標準額 59億1831万5900円  
上記金額は、地方税法72条の77第2号及び72条の82の規定に基づき、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した金額である。

(ク) 譲渡割額 14億7957万8900円  
上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(キ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額である。

(ケ) 既確定譲渡割額 14億7906万6000円  
上記金額は、平成16年6月29日付け平成15年3月課税期間消費税等通知書に記載された譲渡割額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 51万2900円  
上記金額は、上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を控除した金額である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の額 256万4600円  
上記金額は、上記(カ)の金額と上記(コ)の金額の合計金額であり、平成15年3月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税額と譲渡割額の合計額である。

カ 平成16年3月課税期間

(ア) 課税標準額 2791億5548万5000円  
上記金額は、市川税務署長が平成16年9月29日付けでした原告の平成16年3月課税期間の消費税等の更正処分に係る更正通知書（以下「平成16年9月29日付け平成16年3月課税期間消費税等通知書」という。）の「課税標準額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 111億6621万9400円  
上記金額は、上記(ア)の金額に、税率100分の4（消費税法29条）を乗じて算出した金額であり、平成16年9月29日付け平成16年3月課税期間消費税等通知書の「消費税額」欄に記載された金額と同額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 54億9750万6396円  
上記金額は、消費税法30条の規定に基づき算出した金額で、次のa及びbの金額の合計額である。

a 税率4パーセント適用分に係る控除対象仕入税額 53億8043万8392円  
上記金額は、次の(a)の金額から(b)の金額を差し引いた金額1412億3650万7798円（課税仕入れに係る支払対価の額）に105分の4を乗じて算出した金額である。

(a) 市川税務署長が平成16年9月29日付けでした平成16年3月課税期間の消費税等の各更正処分（以下「平成16年9月29日付け平成16年3月課税期間消費税等更正処分」という。）の課税仕入れに係る支払対価の額 1412億8491万6491円

上記金額は、平成16年9月29日付け平成16年3月課税期間消費税等更正処分の課税仕入れに係る支払対価の額と同額である。

(b) 課税仕入れに係る支払対価の額の過大額 4840万8693円  
上記金額は、原告が平成16年3月課税期間の課税仕入れに係る支払対価とした金額のうち、上記1(1)カ(ア)bにおいて述べた業務委託料に仮装された金額4610万3516円及び当該金額に係る消費税等の額230万5177円の合計額であり、消費税法30条1項に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に該当しない金額である。

b 課税貨物に係る消費税額 1億1706万8004円

上記金額は、平成16年3月課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額の合計額である。

(エ) 差引税額 56億6871万3000円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した金額である。

(オ) 既に納付の確定した消費税額 56億6686万8800円

上記金額は、平成16年9月29日付け平成16年3月課税期間消費税等通知書に記載された差引税額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額 184万4200円

上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を控除した金額であり、平成16年3月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税額である。

(キ) 地方消費税の課税標準額 56億6871万3000円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び72条の82の規定に基づき、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した金額である。

(ク) 譲渡割額 14億1717万8200円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(キ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額である。

(ケ) 既確定譲渡割額 14億1671万7200円

上記金額は、平成16年9月29日付け平成16年3月課税期間消費税等通知書に記載された譲渡割額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 46万1000円

上記金額は、上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を控除した金額である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の額 230万5200円

上記金額は、上記(カ)の金額と上記(コ)の金額の合計金額であり、平成16年3月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税額と譲渡割額の合計額である。

キ 平成17年3月課税期間

(ア) 課税標準額 2722億3785万8000円

上記金額は、次のa及びbの金額の合計額である。

a 原告が平成17年5月30日に市川税務署長に提出した平成17年3月課税期間の消費税等の確定申告書(以下「平成17年3月課税期間消費税等確定申告書」という。)の「課税標準額」欄に記載された金額 2721億7632万6000円

b 平成17年3月期法人税確定申告書において法人税については申告調整を行った売上計上漏れの金額1億2311万3238円と課税仕入れに当たる金額6158万0953円との差額 6153万2285円

(イ) 課税標準額に対する消費税額 108億8951万4320円

上記金額は、上記(ア)の金額に、税率100分の4(消費税法29条)を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 57億5243万2466円

上記金額は、消費税法30条の規定に基づき算出した金額で、次のa及びbの金額の合計額である。

a 税率4パーセント適用分に係る控除対象仕入税額 56億5802万4046円

上記金額は、次の(a)の金額から(b)及び(c)の金額を差し引いた金額1485億2313万1210円(課税仕入れに係る支払対価の額)に105分の4を乗じて算出した金額である。

(a) 平成17年3月課税期間消費税等確定申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額 1487億3089万5532円

上記金額は、平成17年3月課税期間消費税等確定申告書の付表2の「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)」欄に記載された金額と同額である。

(b) 課税仕入れに係る支払対価の額の過大額 4450万4096円

上記金額は、原告が平成17年3月課税期間の課税仕入れに係る支払対価とした金額のうち、上記1(1)キ(ア) bにおいて述べた業務委託料に仮装された金額4238万4852円及び当該金額に係る消費税等の額211万9244円の合計額であり、消費税法30条1項に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に該当しない金額である。

(c) 平成17年3月期法人税確定申告書において法人税について申告調整を行った金額のうち誤って課税仕入れに係る支払対価の額に含めた金額 1億6326万0226円

b 課税貨物に係る消費税額 9440万8420円

上記金額は、平成17年3月課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額の合計額である。

(エ) 差引税額 51億3708万1800円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した金額である。

(オ) 既に納付の確定した消費税額 51億2670万5700円

上記金額は、平成17年3月課税期間消費税等確定申告書に記載された差引税額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額 1037万6100円

上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を控除した金額であり、平成17年3月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税額である。

(キ) 地方消費税の課税標準額 51億3708万1800円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び72条の82の規定に基づき、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した金額である。

(ク) 譲渡割額 12億8427万0400円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(キ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額である。

(ケ) 既確定譲渡割額 12億8167万6400円

上記金額は、平成17年3月課税期間消費税等確定申告書に記載された譲渡割額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 259万4000円

上記金額は、上記(ク)の金額から上記(ケ)の金額を控除した金額である。

(サ) 差引納付すべき消費税等の額 1297万0100円

上記金額は、上記(カ)の金額と上記(コ)の金額の合計金額であり、平成17年3月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税額と譲渡割額の合計額である。

## (2) 各更正処分の適法性

ア 上記(1)のとおり、被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間の消費税等に係る課税標準額及び納付すべき税額は、次のとおりである。



(ア) 課税標準額

平成11年3月課税期間	1853億3680万3000円
平成12年3月課税期間	1710億9544万1000円
平成13年3月課税期間	1814億7789万3000円
平成14年3月課税期間	2624億1344万1000円
平成15年3月課税期間	2758億3907万6000円
平成16年3月課税期間	2791億5548万5000円
平成17年3月課税期間	2722億3785万8000円

(イ) 納付すべき税額

平成11年3月課税期間	41億2108万4500円	(上記(1)ア(エ)及び(ク)の金額の合計額)
平成12年3月課税期間	23億2650万8000円	(上記(1)イ(エ)及び(ク)の金額の合計額)
平成13年3月課税期間	△12億4155万9025円	(上記(1)ウ(エ)及び(ク)の金額の合計額)
平成14年3月課税期間	△51億9783万2838円	(上記(1)エ(エ)及び(ク)の金額の合計額)
平成15年3月課税期間	73億9789万4800円	(上記(1)オ(エ)及び(ク)の金額の合計額)
平成16年3月課税期間	70億8589万1200円	(上記(1)カ(エ)及び(ク)の金額の合計額)
平成17年3月課税期間	64億2135万2200円	(上記(1)キ(エ)及び(ク)の金額の合計額)

イ 本件消費税等に係る各更正処分における課税標準額及び納付すべき税額は、上記の各金額と同額であるから、本件消費税等に係る各更正処分は、いずれも適法である。

(3) 本件消費税等に係る各賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、本件消費税等各更正処分はいずれも適法であるところ、本件消費税等各更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、本件消費税等各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項にいう正当な理由があるとは認められない。

したがって、本件消費税等各更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額を基礎として、次のとおり計算して行った本件消費税等各賦課決定処分は、いずれも適法である。

ア 平成11年3月課税期間について

原告は、上記(1)ア(ウ) bのとおり、平成11年3月課税期間の消費税等の課税標準の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき平成11年3月課税期間の消費税等の確定申告書を提出していたことから、通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

したがって、平成11年3月課税期間の消費税等に係る重加算税の金額は、上記仮装に係る税額295万7500円を基礎として、通則法68条1項を適用し、295万円(通則法118条

3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に100分の35の割合を乗じて算出した金額103万2500円となる。

イ 平成12年3月課税期間について

原告は、上記(1)イ(ウ) bのとおり、平成12年3月課税期間の消費税等の課税標準の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき平成12年3月課税期間消費税等確定申告書を提出していたことから、通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

したがって、平成12年3月課税期間の消費税等に係る重加算税の金額は、上記仮装に係る税額299万4300円を基礎として、通則法68条1項を適用し、299万円(通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に100分の35の割合を乗じて算出した金額104万6500円となる。

ウ 平成13年3月課税期間について

原告は、上記(1)ウ(ウ) bのとおり、平成13年3月課税期間の消費税等の課税標準の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき平成13年3月課税期間の消費税等の確定申告書を提出していたことから、通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

したがって、平成13年3月課税期間の消費税等に係る重加算税の金額は、上記仮装に係る税額291万5800円を基礎として、通則法68条1項を適用し、291万円(通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に100分の35の割合を乗じて算出した金額101万8500円となる。

エ 平成14年3月課税期間について

原告は、上記(1)エ(ウ) bのとおり、平成14年3月課税期間の消費税等の課税標準の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき平成14年3月課税期間消費税等確定申告書を提出していたことから、通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

したがって、平成14年3月課税期間の消費税等に係る重加算税の金額は、上記仮装に係る税額265万5700円を基礎として、通則法68条1項を適用し、265万円(通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に100分の35の割合を乗じて算出した金額92万7500円となる。

オ 平成15年3月課税期間について

原告は、上記(1)オ(ウ) aのとおり、平成15年3月課税期間の消費税等の課税標準の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき平成15年3月課税期間の消費税等の確定申告書を提出していたことから、通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

したがって、平成15年3月課税期間の消費税等に係る重加算税の金額は、上記仮装に係る税額256万4600円を基礎として、通則法68条1項を適用し、256万円(通則法118条

3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に100分の35の割合を乗じて算出した金額89万6000円となる。

カ 平成16年3月課税期間について

原告は、上記(1)カ(ウ) aのとおり、平成16年3月課税期間の消費税等の課税標準の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき平成16年3月課税期間の消費税等の確定申告書を提出していたことから、通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

なお、平成16年3月課税期間の消費税等については、市川税務署長が平成16年9月29日付けで平成16年3月課税期間の消費税等の額を54万2500円減額する更正処分を行っていることから、上記仮装に係る平成16年3月課税期間消費税等更正処分により新たに納付すべき消費税等の額230万5200円のうち176万2700円が重加算税の額の計算の基礎となる。

したがって、平成16年3月課税期間の消費税等に係る重加算税の金額は、上記仮装に係る税額176万2700円を基礎として、通則法68条1項を適用し、176万円(通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に100分の35の割合を乗じて算出した金額61万6000円となる。

キ 平成17年3月課税期間について

(ア) 重加算税

73万8500円

原告は、上記(1)キ(ウ) aのとおり、平成17年3月課税期間の消費税等の課税標準の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき平成17年3月課税期間消費税等確定申告書を提出していたことから、通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

したがって、平成17年3月課税期間の消費税等に係る重加算税の金額は、上記仮装に係る税額211万9200円を基礎として、通則法68条1項を適用し、211万円(通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に100分の35の割合を乗じて算出した金額73万8500円となる。

(イ) 過少申告加算税

108万5000円

平成17年3月課税期間消費税等更正処分に伴って賦課されるべき過少申告加算税の額は、上記(1)キ(サ)の差引納付すべき税額1297万0100円から、上記(ア)のとおり過少申告加算税に代えて重加算税が課されることとなる税額211万9200円を控除した1085万0900円を基礎として、通則法65条1項の規定を適用し1085万円(通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に対して100分の10の割合を乗じて算出した金額108万5000円となる。